権利擁護支援に関するアンケート調査報告書

【市民向け（高齢者／障がい者）】

平成２７年３月

小牧市権利擁護支援のあり方検討委員会

目　次

【対象の属性】 4

【回答者について】 6

【ご本人の様子について】 7

【支援（お世話）されている方について】 １０

【日常生活での困りごとと相談先について】 １１

【認知症について】高齢者向けアンケート ２９

【ご本人の金銭管理について】 ３２

【成年後見制度についてうかがいます。】 ３７

【虐待・差別について】 ４５

【充実して欲しい機能】 ４７

自由記述 ４９

掲載している情報について

この【市民向け（高齢者／障がい者)】編では４つの対象アンケートのうち
１）高齢者用と２）障がい者用　の回答内容を報告しています。

1. アンケート調査の全体像

1）高齢者用（小牧市にお住まいの介護保険要支援・要介護認定を受けている方　無作為抽出 1000 名）
2）障がい者用（小牧市にお住まい知的障がいのある方と精神障がいのある方　無作為抽出 1000 名）
3）事業所用（市内の地域包括支援センター/ケアマネージャー/障がい者支援事業所　203 カ所）
4）尾張東部圏域用（尾張東部圏域の行政/地域包括支援センター/障がい者相談支援事業所　46 カ所））
以上４種類のアンケートを用意し，郵送調査法を用いて回答をお願いする方法でのアンケート結果です。調査対象と回収率の詳細は以下のとおりです。

２．アンケートの実施期間

平 成26 年 10 月 8 日発送し，平成 26 年 10 月 31 日までの回収としました。

３．アンケートの回収率

区分	送付数	回収数	回収率
高齢者	1000	470	47.0%
障がい者	1000	456	45.6%
事業所	203	108	53.2%
尾張東部圏域	46	28	60.1%

○　数値の見方は以下の点を参考にしてください。

１）比率はすべて%で表記し，小数点以下第２位を四捨五入して算出しています。ただし利用意向率，利用必要率など，今後の計画において見込み量等を算出するためのものは小数点以下第三位以下を四捨五入しています。そのため%の合計が 100%にならないこともあります。また，障がい者手帳を２種類取得している市民もいるため，すべてが手帳ごとの回収数と割合が一致しないものもあります。
２）表に使われている用語については，回答人数は「度数」として表示してあります。また，「システム欠損値」または「欠損値」は，回答が無記入または不明な回答の件数のことです。「割合」は，欠損値を含めた全体割合を示し，「有効割合」は，欠損値を除いた全体割合となります。「累積割合」は，有効割合を積み上げした数値となります。
３）「総和の%」とは，全体の合計数値の中で，対象となる値の割合を示しています。
４）　回答率（%）は，その質問の回答者数を母数として算出しています。
５）　集計上の実数は，度数において有効または欠損値として掲載してあります。割合の比率はこの件数を 100%として算出しているものとグラフにおいてわかりやすくするため除いてあるものもあります。
６）　本報告書の表の見だし及び文章中での回答選択肢の表現は，趣旨が変わらない程度に簡略化して掲載している場合があります。

また，自由記述は個人や施設等が特定される内容を除き，回答いただいたままを表記してあります。

対象の属性

高齢者用アンケートと**障がい者用アンケート**は，それぞれ 1,000 件の発送を行いましたが，回収数は高齢者用が 470 件，障がい者用が 456 件とほぼ同じ割合となっています。

		度数	パーセント
有効回答数	高齢者	470	50.8
	障がい者	456	49.2
	合計	926	100.0

高齢者用アンケートから要支援・要介護認定の分布を見てみると，要介護 3 が 78 件と他の区分に比べて若干多くはなっていますが，他はすべて 61～68 人と認定区分による大きな差はありませんでした。

高齢者介護認定

認定結果	要支援１	度数	68
		割合 (%)	14.9 %
	要支援２	度数	64
		割合 (%)	14.0 %
	要介護１	度数	62
		割合 (%)	13.6 %
	要介護２	度数	61
		割合 (%)	13.4 %
	要介護３	度数	78
		割合 (%)	17.8 %
	要介護４	度数	62
		割合 (%)	13.6 %
	要介護５	度数	61
		割合 (%)	13.4 %
			456
			100.0 %

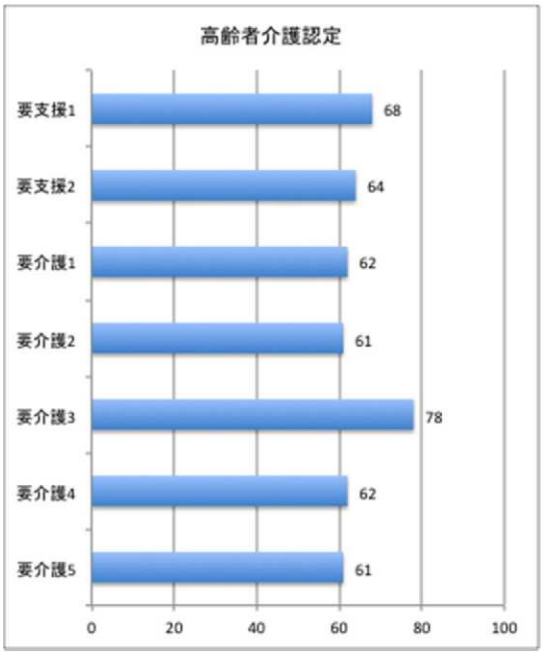

障がい者用アンケートから，知的障がい者の回答は 229 件（50.2%），精神障がい者の回答 224 件（49.8%）とほぼ同じ割合です。知的障がい者ではA判定が若干B・C判定よりも多く，精神障がい者では２級が 75%程度を占めています。

身体障がいの有無の回答では，高齢者用アンケートでは 150 名の方が障がい者手帳取得をしています。これは３割を超える高齢者が身体障がい者手帳を取得していることになります。また知的障がい者，精神障がい者を対象にした障がい者用アンケートでは 51 名の方が合わせて身体障がい者手帳を取得しています。

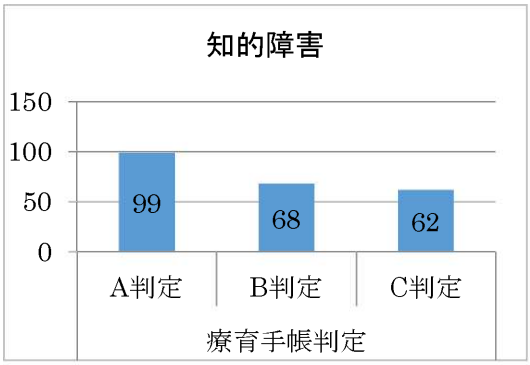

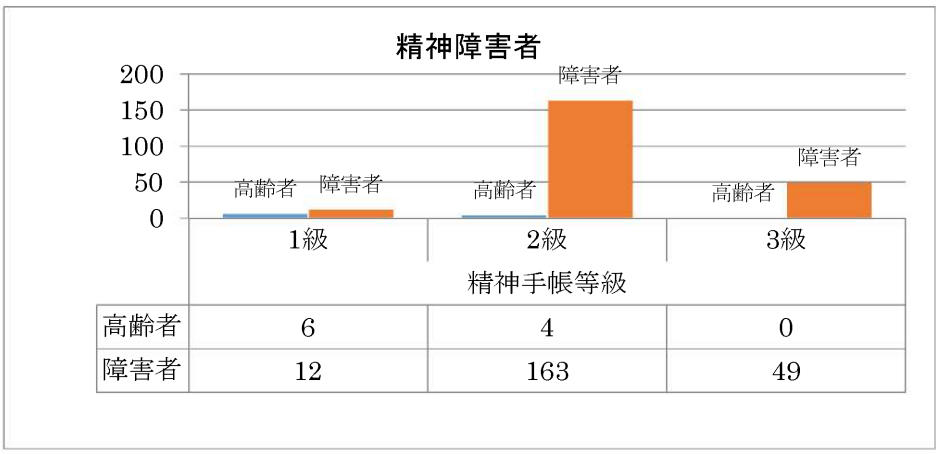

	1級	2級	3級
高齢者	6	4	0
障害者	12	163	49

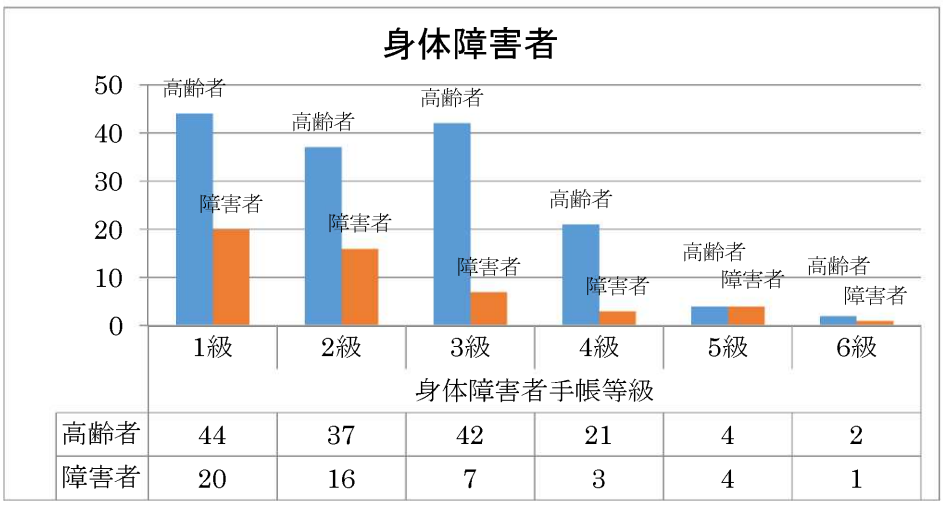

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
高齢者	44	37	42	21	4	2
障害者	20	16	7	3	4	1

【回答者について】

高齢者４７０件，障がい者４５６件を合わせた９２６件の調査票記入者は以下の通りです。

（**共通設問**）問１　この調査票を記入しているのは，どなたですか。○をひとつだけつけてください。

高齢者用アンケートの回答では子ども（その配偶者）が約半数を占め，配偶者・本人が続いて多く，この３件が全体のほとんどを占めています。**障がい者用**では母父親と本人多くなっています。特に障がい者用での本人の回答は精神障がい者で，母父親の回答は知的障がい者に関するものとなっています。

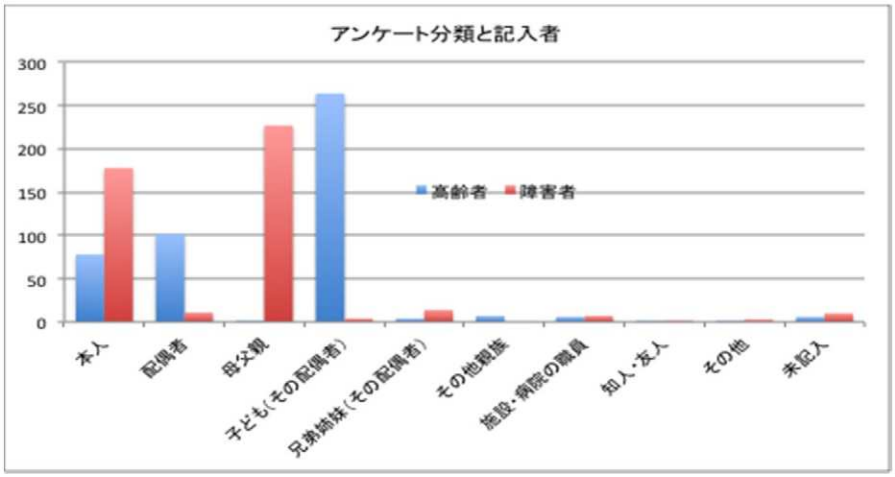

【ご本人の様子について】

（**共通設問**）問２　ご本人の性別に○をつけてください。

１割程度ですが女性の回答件数が多く，男性４０６件，女性５１３件の回答数の割合でした。

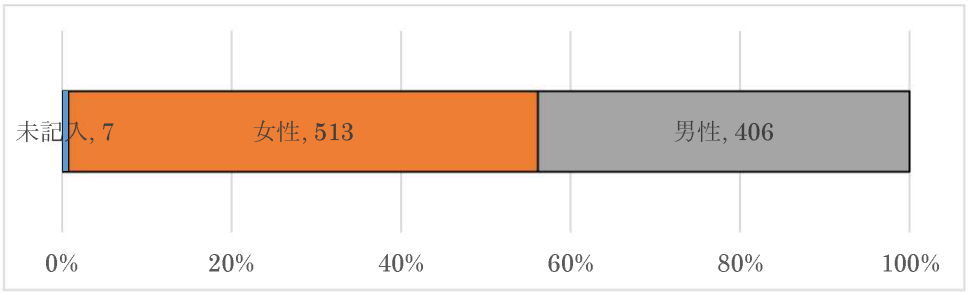

（**共通設問**）問３　ご本人の年齢（ことし（平成２６年）１０月１日現在）はおいくつですか。

市民対象アンケート全体では，１５歳と４５歳と８５歳を中心とした三つの山が見て取れます。前二つは障がい者，後ろの山は高齢者です。

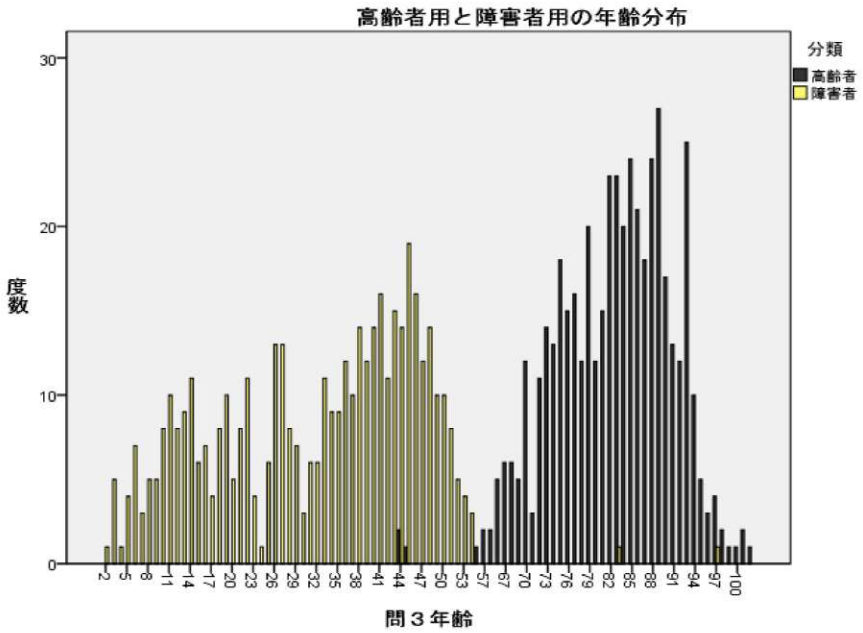

（**障がい者用設問**）問４　ご本人は，障がい者手帳をお持ちですか。当てはまるものに○をつけてください。

（**高齢者用設問**）問５，（障がい）問４　ご本人は，身体障がい者手帳，療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちですか。すべての手帳についてお答えください。

身体障がい者手帳，療育手帳または精神保健福祉手帳所持者は以下の通りです。

１　身体障がい者手帳

211 名の回答があり，手帳の級が分かる人は 201 名でした。1 級.2 級が最も多く，合わせて 117 名（58.2%）でした。

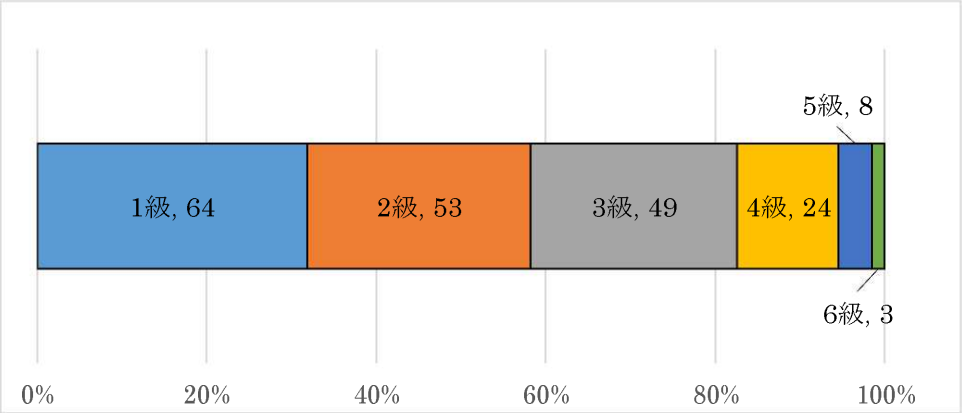

２　療育手帳

229 名の回答があり，判定ごとの回答はＡ判定が最も多く 99 名（43.2%）でした。

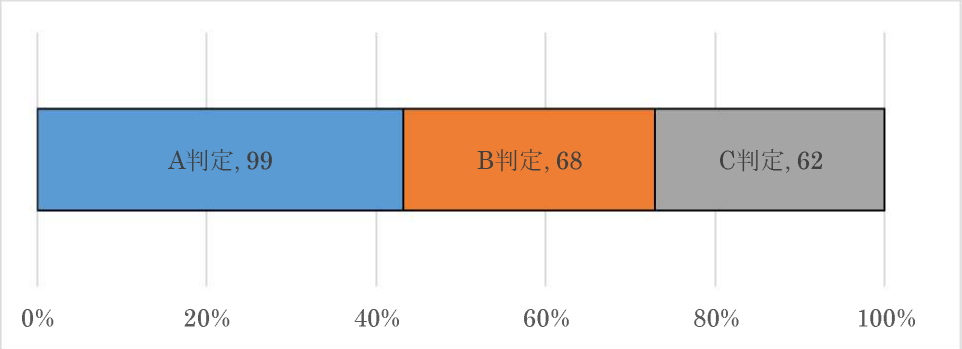

３　精神障がい者保健福祉手帳

234 名の回答があり，級ごとの回答は 2 級が最も多く 167 名（71.4%）でした。

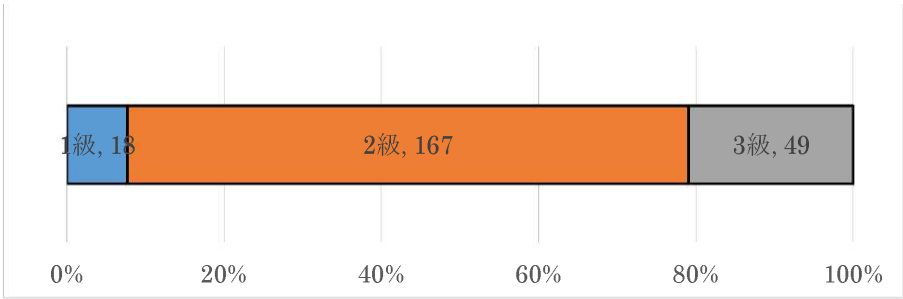

（**障がい者用設問**）問５　ご本人の障がい者総合支援法による障がい者支援区分（障がい程度区分）の認定について，当てはまるものに〇をつけてください。

障がい者支援区分を受けている人は障がい者用アンケート回答の 28.2%にあたります。高齢所用アンケートを合わせた総数では 11.1%の割合でした。区分ごとの回答は区分 6 が最も多く 29 名（29%）でした。

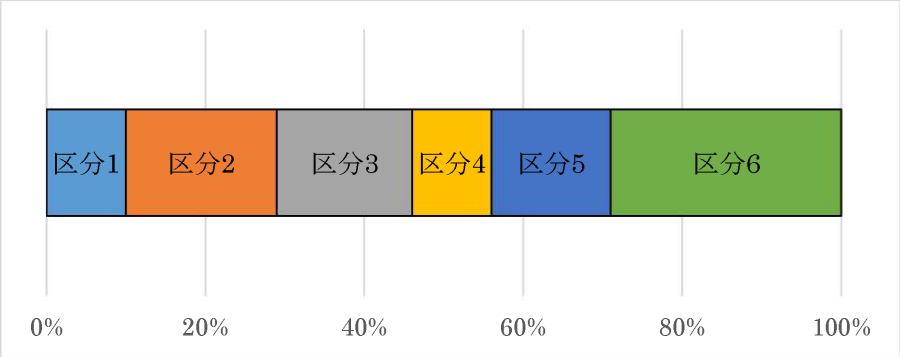

【支援（お世話）されている方について】

（**共通設問**）問６　ご本人の支援を主にされている方はどなたですか。その割合がもっとも大きい方ひとつに○をつけてください。

母父親の回答が最も多く 294 名（33.8%）で，次いで子ども（配偶者を含む）の 189 名（21.7%），配偶者の 171 名（19.7%）でした。

支援者について

	度数	割合（%）
本人	61	7.0 %
配偶者	181	19.7 %
母父親	294	33.8 %
子ども（その配偶者）	189	21.7 %
兄弟姉妹（その配偶者）	16	1.8 %
その他親族	5	0.6 %
施設・病院職員	118	13.6 %
知人・友人	4	0.5 %
その他	11	1.3 %
合計	869	100.0 %

（**共通設問**）問７　ご本人の住まいについてお聞きします。ひとつに○をつけてください。

支援者との同居が最も多く 562 名（63.6%），次いで施設病院の 161 名（18.2%）でした。その他の回答が 74 件と多くなっていますが，多くが「自宅で家族と暮らしている」という回答でした。

住まいについて

	度数	割合（%）
自宅で１人	69	7.8 %
問６の支援者と同居	562	63.6 %
施設・病院	161	18.2 %
グループホーム	17	1.9 %
その他	74	8.4 %
合計	883	100.0 %

【日常生活での困りごとと相談先について】

（**高齢者用設問**）問 11 本人の日常生活のなかで，困っていることは何ですか。３つだけ選んで，○をつけてください。

回答数 470 件のうち，困りごととして医療健康に対する回答が最も多く 243 件（55.6%），次いで介護負担 219 件（50.1%）と 5 割を超える人の困りごととして回答しています。また，経済的な負担も 165 件（37.8%）と高い数字を示します。

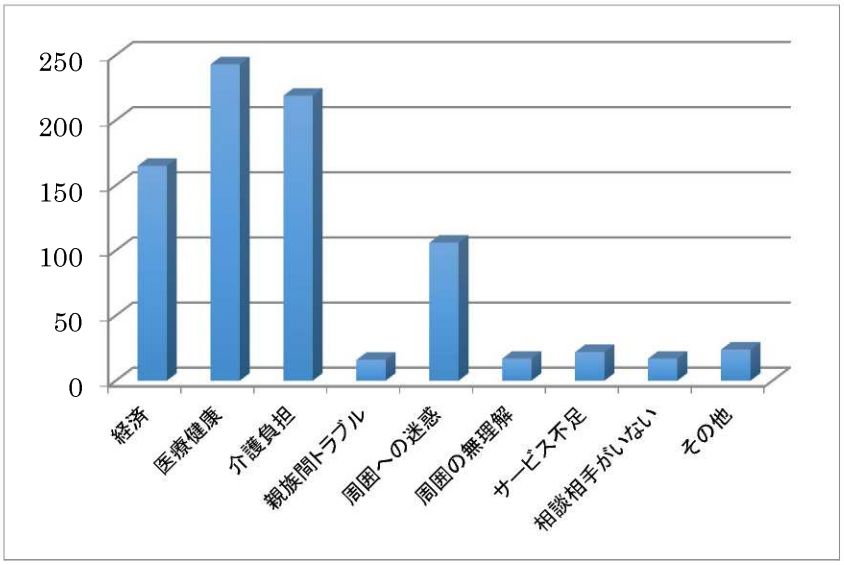

「**高齢者用設問：日常生活の困りごと**」と「**問６支援者**」のクロス集計をします。

回答数の多い子ども（その配偶者）と配偶者を見てみます。両者とも「介護負担」が他項目よりも高い回答となっています。子ども（その配偶者）では「周囲への迷惑」が配偶者より高く，配偶者は「経済」が子ども（その配偶者）より高い傾向が伺えます。

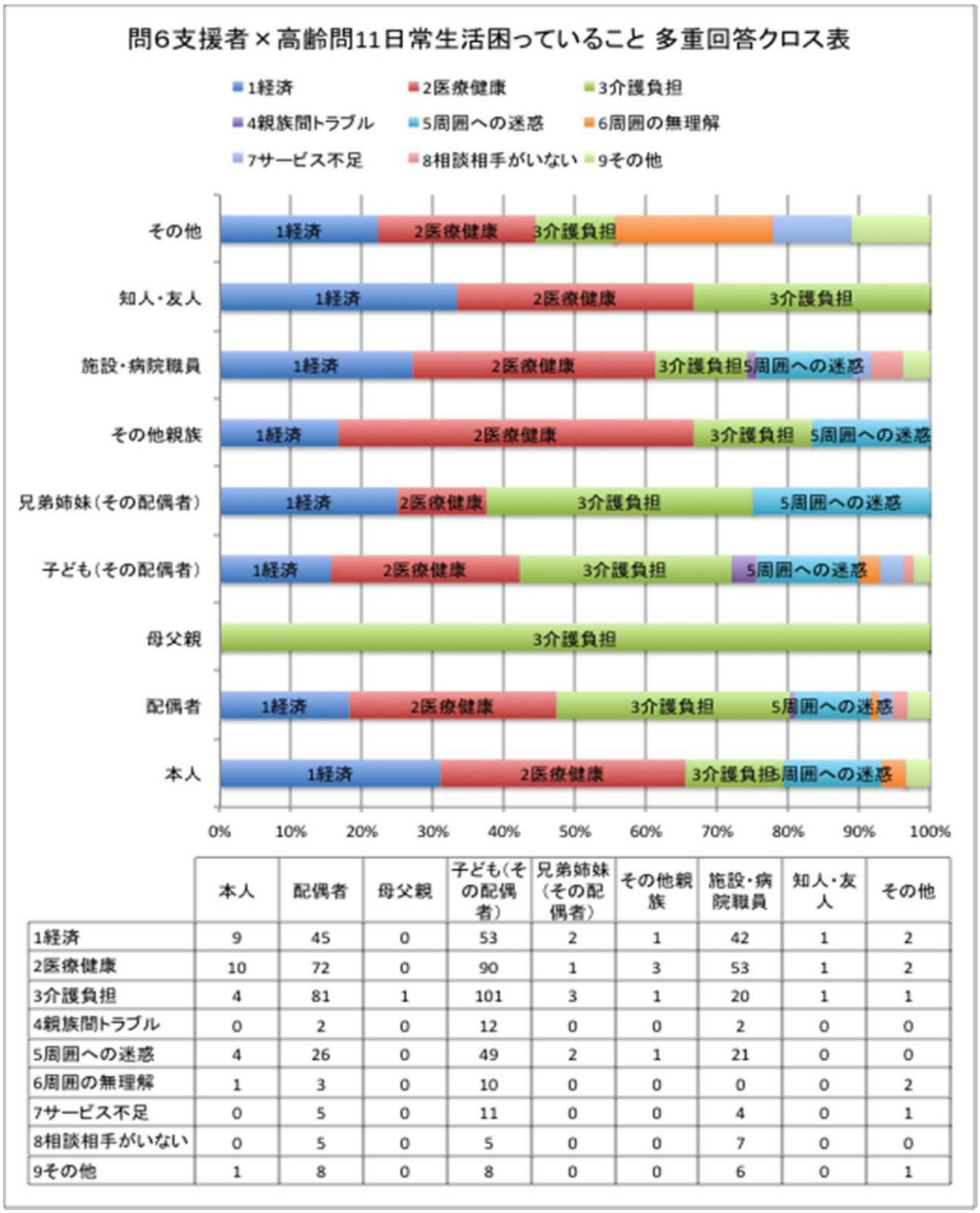

	本人	配偶者	母父親	子ども（その配偶者）	兄弟姉妹（その配偶者）	その他親族	施設・病院職員	知人・友人	その他
1経済	9	45	0	53	2	1	42	1	2
2医療健康	10	72	0	90	1	3	53	1	2
3介護負担	4	81	1	101	3	1	20	1	1
4親族間トラブル	0	2	0	12	0	0	2	0	0
5周囲への迷惑	4	26	0	49	2	1	21	0	0
6周囲の無理解	1	3	0	10	0	0	0	0	2
7サービス不足	0	5	0	11	0	0	4	0	1
8相談相手がいない	0	5	0	5	0	0	7	0	0
9その他	1	8	0	8	0	0	6	0	1

「高齢者用設問：日常生活の困りごと」と「高齢者用設問：認知症の相談相手」のクロス集計をします。

高齢者用設問：認知症の相談相手」の度数分布は 19 ページの「(高齢) 問 10　認知症の心配があるとき，だれ（どこ）に相談したいですか。ひとつに○をつけて下さい。」を参照して下さい。

認知症の相談先では，全体の項目に関して「ケアマネージャー」「サービス事業所」が相談相手としてあがっており，次いで「親族やかかりつけ医・専門医」が高い得点を取っている。地域包括支援センターや社会福祉協議会，市役所と行った公的な機関への回答が比較的少ない事が分かる。

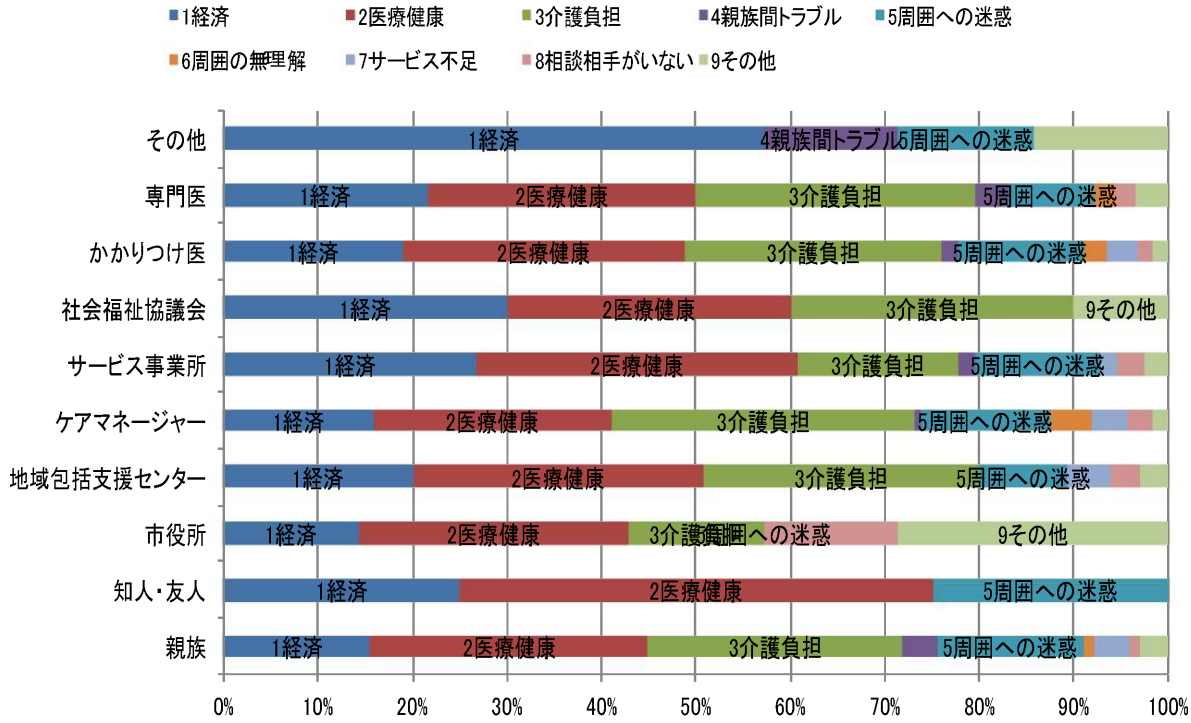

	親族	知人・友人	市役所	地域包括支援センター	ケアマネージャー	サービス事業所	社会福祉協議会	かかりつけ医	専門医	その他
1経済	26	1	1	13	29	30	3	23	19	4
2医療健康	49	2	2	20	46	38	3	36	25	0
3介護負担	45	0	1	19	59	19	3	33	26	0
4親族間トラブル	6	0	0	0	1	2	0	2	3	1
5周囲への迷惑	26	1	0	6	25	15	0	16	8	1
6周囲の無理解	2	0	0	0	8	0	0	3	2	0
7サービス不足	6	0	0	3	7	2	0	4	0	0
8相談相手がいない	2	0	1	2	5	3	0	2	2	0
9その他	5	0	2	2	3	3	1	2	3	1

（障害者用設問）問8　ご本人の日常生活の中で，困っていることは何ですか。特に困っている3つだけを選んで○をつけて下さい。

回答数456件のうち，「8 将来（見通しが立たない）」の回答が他に比べて非常に多い299件（72.2%），次いで「1 経済（生活費）」147件（35.5%），「4 医療健康」144件（34.8%），「2 人間関係」136件（32.9%）でした。「2 仕事」や「5 周囲の無理解」もそれぞれ103件，84件の回答があり，色々な事に困っている実情が明らかとなった。

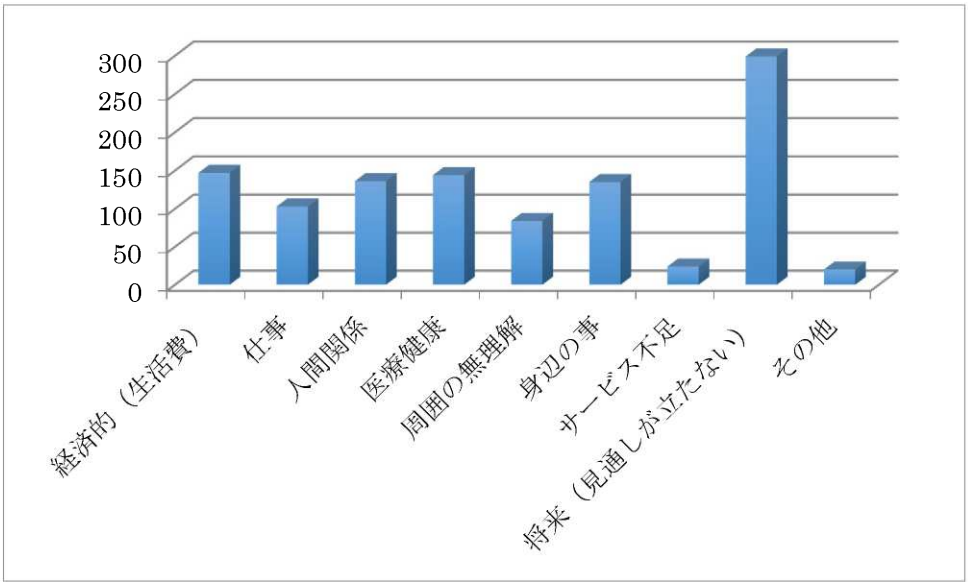

「療育手帳判定」と「障がい者用設問：問８困っていること」のクロス集計をします。

C判定からA判定に向かって「4 医療健康」,「6 身辺」と「8 将来」が高い割合となっています。一方B, C判定では「2 仕事」「3 人間関係」の割合が高くなっています。

高齢問5障問4　2療育手帳判定×障問8困っていること多重回答
クロス表

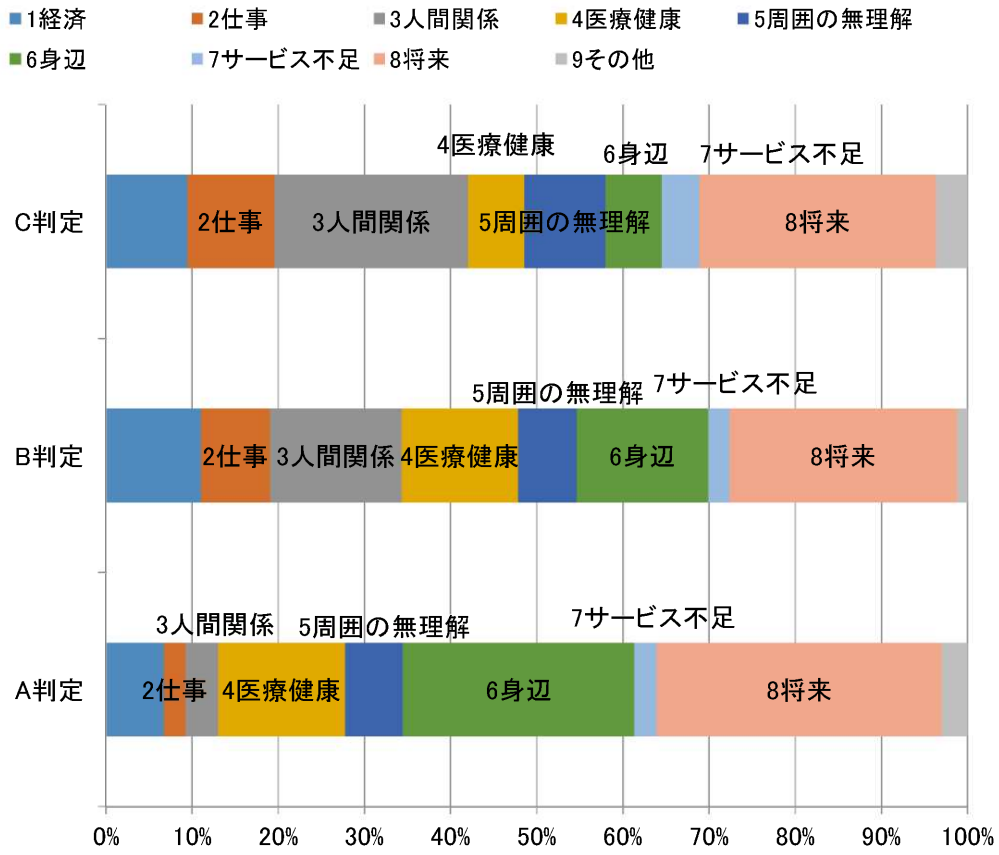

	A判定	B判定	C判定
1経済	16	18	13
2仕事	6	13	14
3人間関係	9	25	31
4医療健康	35	22	9
5周囲の無理解	16	11	13
6身辺	64	25	9
7サービス不足	6	4	6
8将来	79	43	38
9その他	7	2	5

「**精神保健福祉手帳等級**」と「**障がい者用設問：問８困っていること**」のクロス集計をします。

回答数は少ないが３級で「８将来」が高く，障がいが重くなるほどその割合は高くなっています。また３級では「１経済」の割合が高い傾向となっています。

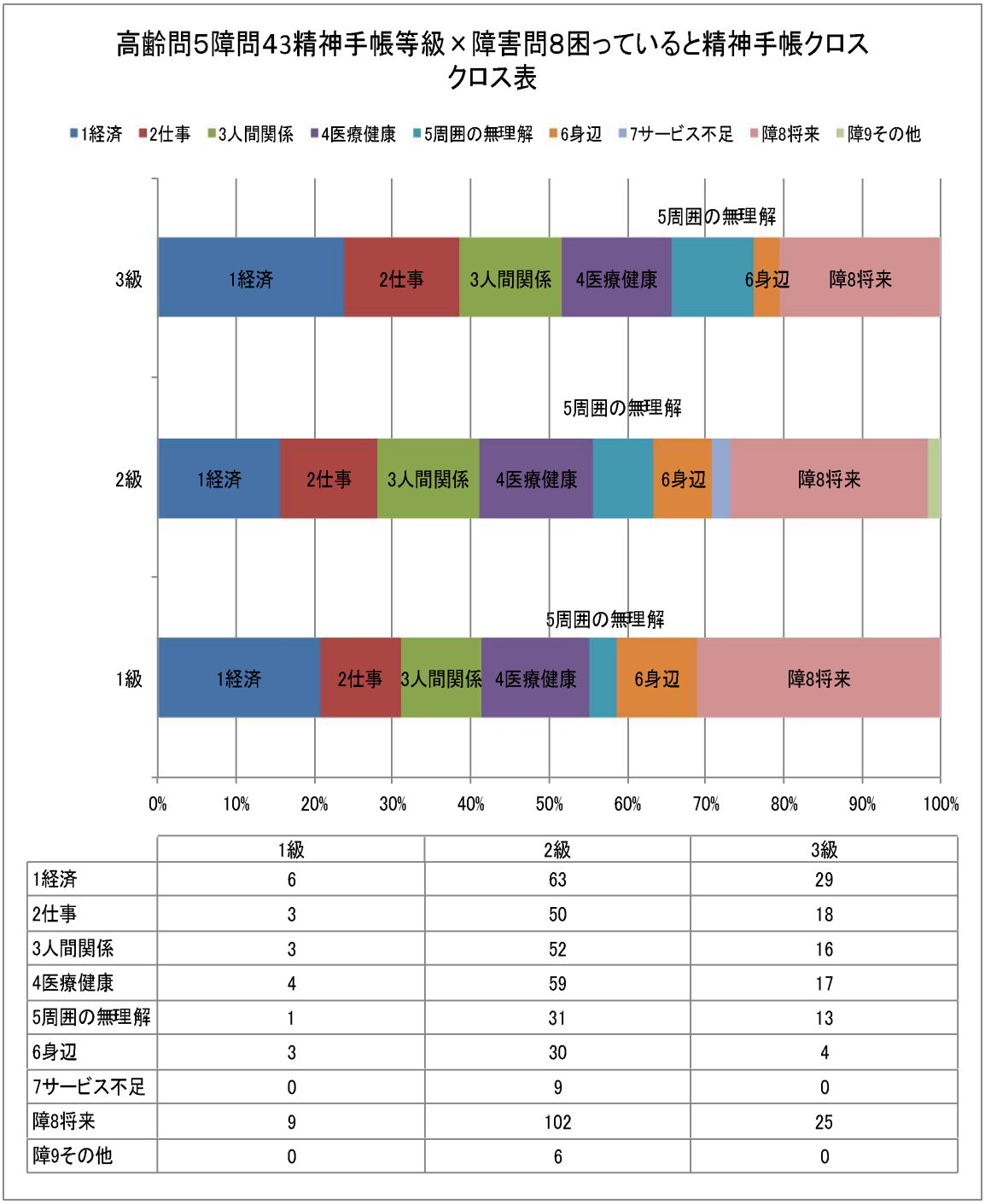

	1級	2級	3級
1経済	6	63	29
2仕事	3	50	18
3人間関係	3	52	16
4医療健康	4	59	17
5周囲の無理解	1	31	13
6身辺	3	30	4
7サービス不足	0	9	0
障8将来	9	102	25
障9その他	0	6	0

「**問６支援者**」と「**障がい者用設問：問８困っていること**」のクロス集計をします。

最も回答の多い「母父親」と「本人」を比較すると母父親では「８将来」が最も高い割合なのに対して，本人では「２仕事」「１経済」の割合が高くなっています。

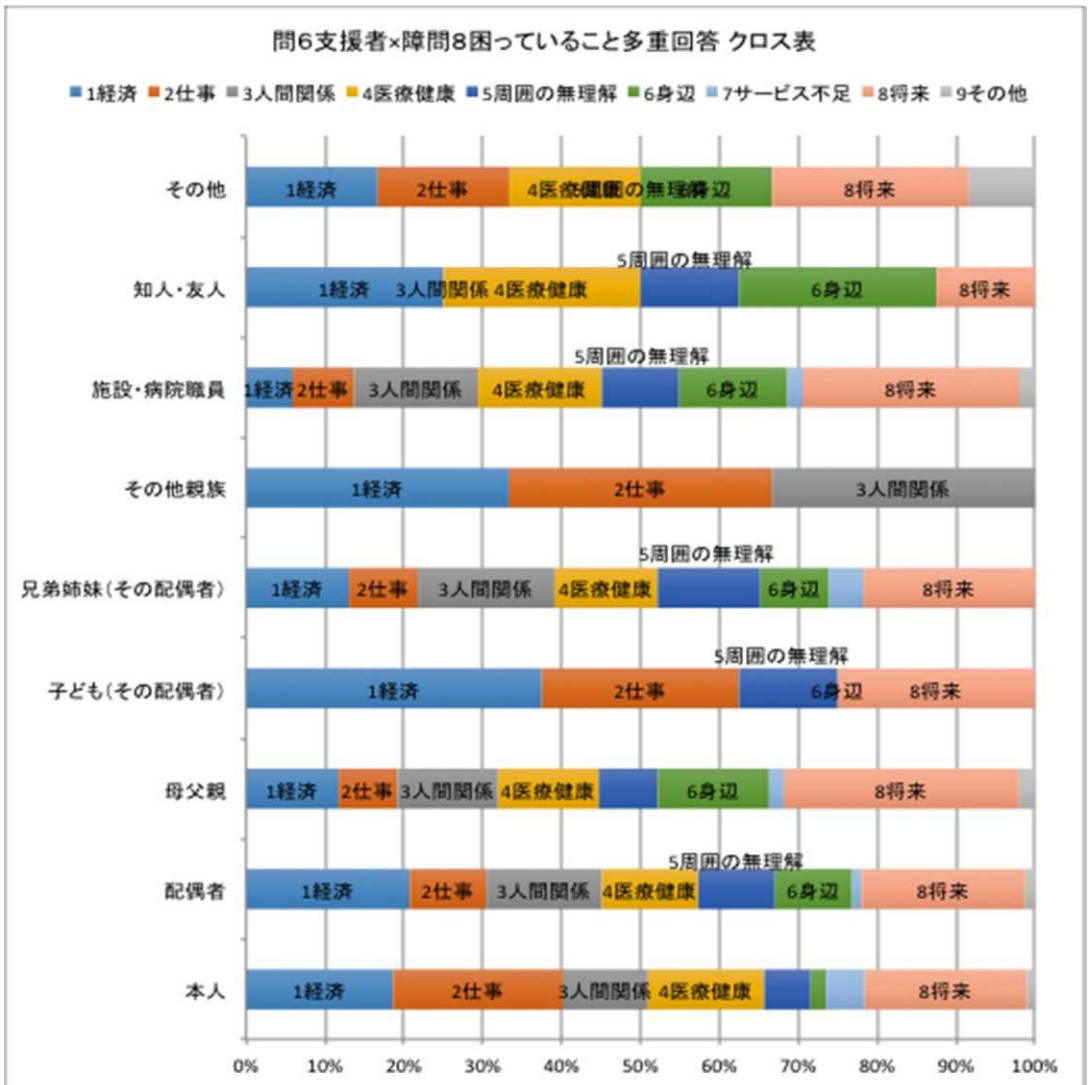

	本人	配偶者	母父親	子ども（その配偶者）	兄弟姉妹（その配偶者）	その他親族	施設・病院職員	知人・友人	その他
1経済	19	17	88	3	3	1	3	2	2
2仕事	22	8	56	2	2	1	4	0	2
3人間関係	11	12	96	0	4	1	8	0	0
4医療健康	15	10	96	0	3	0	8	2	2
5周囲の無理解	6	8	56	1	3	0	5	1	0
6身辺	2	8	106	0	2	0	7	2	2
7サービス不足	5	1	14	0	1	0	1	0	0
8将来	21	17	224	2	5	0	14	1	3
9その他	1	1	15	0	0	0	1	0	1

（障がい者用設問）問９　あなたは，つぎのような思いをもつことはありますか。

項目	よくある	ときどきある	ほとんどない	ない
① 障害の特性を周囲に理解されず、嫌な思いをしたことがある（ご本人・家族）	1	2	3	4
② 災害時や緊急時の対応が不安である	1	2	3	4
③ できるだけ、他人や社会に迷惑をかけたくない	1	2	3	4
④ 両親が亡くなったり認知症になったりして本人の世話ができなくなったときが心配である（いわゆる「親亡き後」）	1	2	3	4
⑤ 世の中には、障害者差別があると思う	1	2	3	4
⑥ ご本人は、障害者差別を受けていると思う	1	2	3	4
⑦ ご本人は、障害者虐待を受けたことがあると思う	1	2	3	4
⑧ ご本人は、現在しあわせに暮らしていると思う	1	2	3	4

障がい者の皆さんが，「親亡き後」をもっとも不安に感じている事が分かります。「障がい者差別」があると感じながら，「他人や社会に迷惑をかけたくない」と強く思いながら生活していること，そして「緊急時対応」などの不安をお持ちであることが分かります。

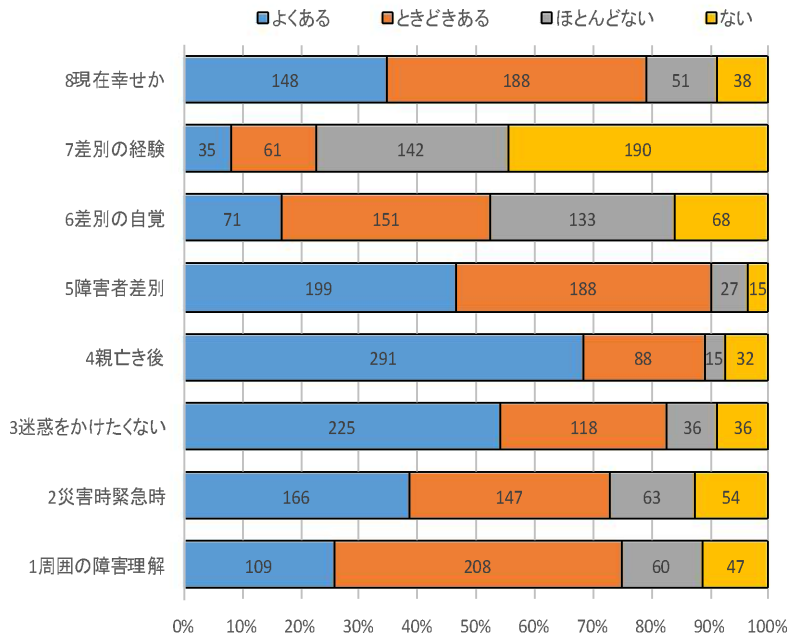

	1周囲の障害理解	2災害時緊急時	3迷惑をかけたくない	4親亡き後	5障害者差別	6差別の自覚	7差別の経験	8現在幸せか
よくある	109	166	225	291	199	71	35	148
ときどきある	208	147	118	88	188	151	61	188
ほとんどない	60	63	36	15	27	133	142	51
ない	47	54	36	32	15	68	190	38

（**高齢者用設問**）問 12　あなたは，問 11 に記載のあるような心配ごとや困りごとについてどこに相談しますか。もっとも多く相談すると思われる相手先にひとつ○をつけてください。

「親族」が最も多く 146 名（34.7%），次いで「ケアマネージャー」の 111 名（26.4%），「サービス事業所」79 名（18.8%）という結果でした。地域包括支援センターや社会福祉協議会などの機関が比較的低い事が分かります。

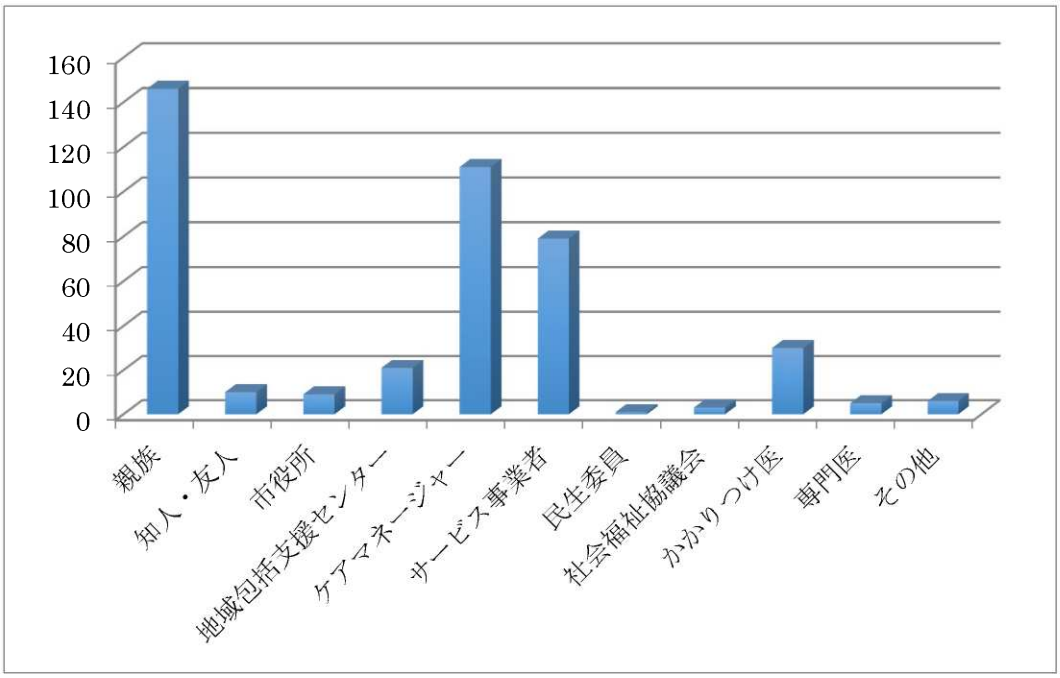

「問１記入者」と「高齢者用設問：問12最も多く相談する相手先」のクロス集計をします。

回答数の多い「配偶者」と「子ども（その配偶者）」と「本人」の比較をします。本人は圧倒的に「親族」を相談先と回答した人が多く，３者とも「ケアマネージャー」の割合差は少ないものの，サービス事業所は「配偶者」，「子ども（その配偶者）」で徐々に多くなっています。

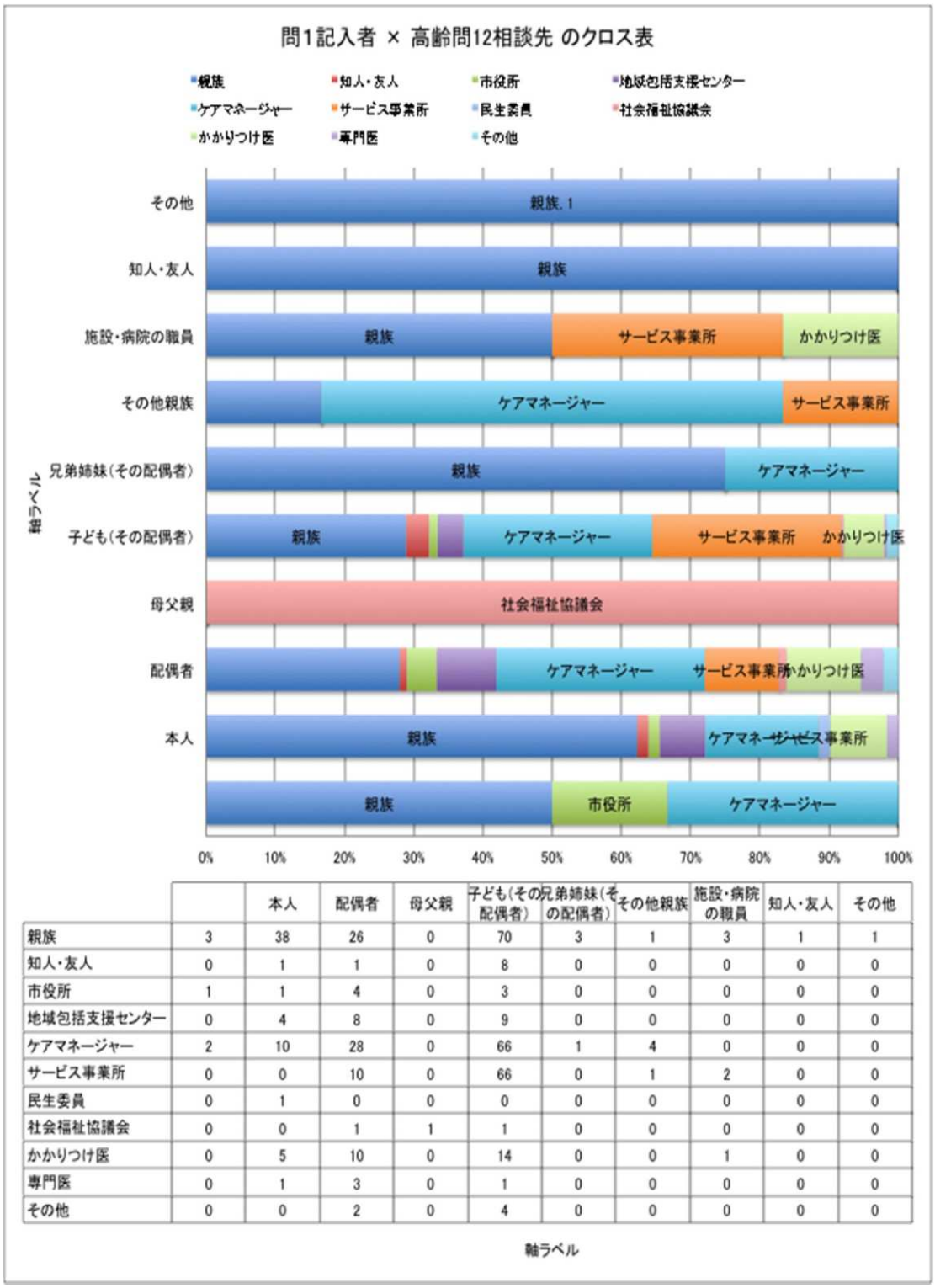

		本人	配偶者	母父親	子ども(その配偶者)	兄弟姉妹(その配偶者)	その他親族	施設・病院の職員	知人・友人	その他
親族	3	38	26	0	70	3	1	3	1	1
知人・友人	0	1	1	0	8	0	0	0	0	0
市役所	1	1	4	0	3	0	0	0	0	0
地域包括支援センター	0	4	8	0	9	0	0	0	0	0
ケアマネージャー	2	10	28	0	66	1	4	0	0	0
サービス事業所	0	0	10	0	66	0	1	2	0	0
民生委員	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉協議会	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
かかりつけ医	0	5	10	0	14	0	0	1	0	0
専門医	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0
その他	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0

（**障がい者用設問**）問 10　あなたは，問９に記載のあるような心配ごとや困りごとについてどこに相談しますか。もっとも多く相談すると思われる相手先にひとつ○をつけてください。

「親族・友人・知人」の回答が 223 名（53.5%）と圧倒的に高い結果となりました。次いで「支援事業所・学校」の 79 名（18.9%）でした。

障問10相談先

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	親族・友人・知人	223	24.1	53.5	53.5
	市役所	25	2.7	6.0	59.5
	障害者相談支援事業所	27	2.9	6.5	65.9
	地域包括支援センター	11	1.2	2.6	68.6
	支援事業所・学校	79	8.5	18.9	87.5
	その他	52	5.6	12.5	100.0
	合計	417	45.0	100.0	

「**問１記入者**」と「**障がい者用設問：10 最も多く相談する相手先**」のクロス集計をします。

記入者が本人の場合，「親族・友人・知人」が多く 106 件（65%）を占めています。次いで「その他」の回答が 27 件あり，その記述の多くは「医師」でした。通院先の主治医を頼りにしていることが伺えます。または母父親が「支援事業所・学校」と 62 件答えているのに対して，記入者本人は 9 件と低い回答でした。

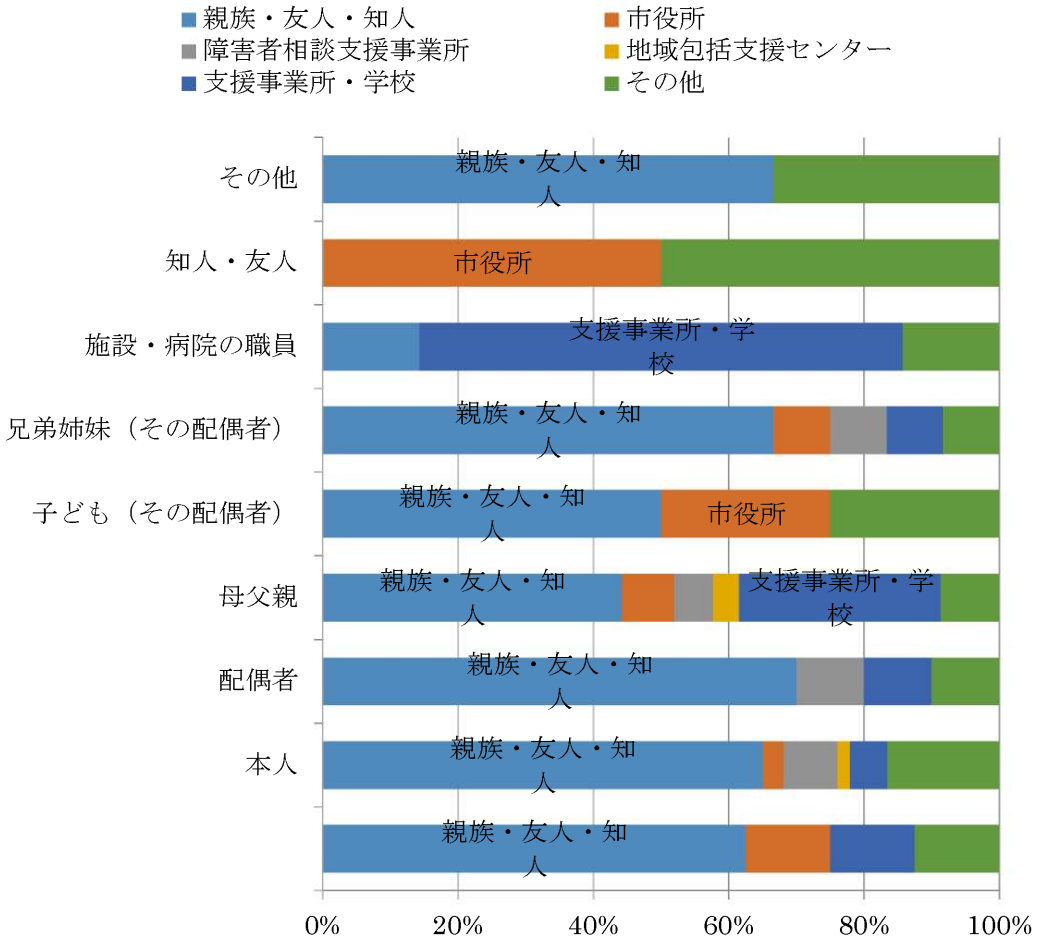

		本人	配偶者	母父親	子ども（その配偶者）	兄弟姉妹（その配偶者）	施設・病院の職員	知人・友人	その他
親族・友人・知人	5	106	7	92	2	8	1	0	2
市役所	1	5	0	16	1	1	0	1	0
障害者相談支援事業所	0	13	1	12	0	1	0	0	0
地域包括支援センター	0	3	0	8	0	0	0	0	0
支援事業所・学校	1	9	1	62	0	1	5	0	0
その他	1	27	1	18	1	1	1	1	1

（**高齢者用設問**）問 13　あなたは，（高齢）問 12 にある相談先に，どのようなことを期待していますか。ひとつに○をつけてください。

高齢者のアンケートでは，「解決先の検討」が最も多く 269 名（61%）と高くなっています。次いで「話を聞いてもらえれば」67 名（15.4%），「相談専門職を紹介」が 63 名（14.5%）となっています。

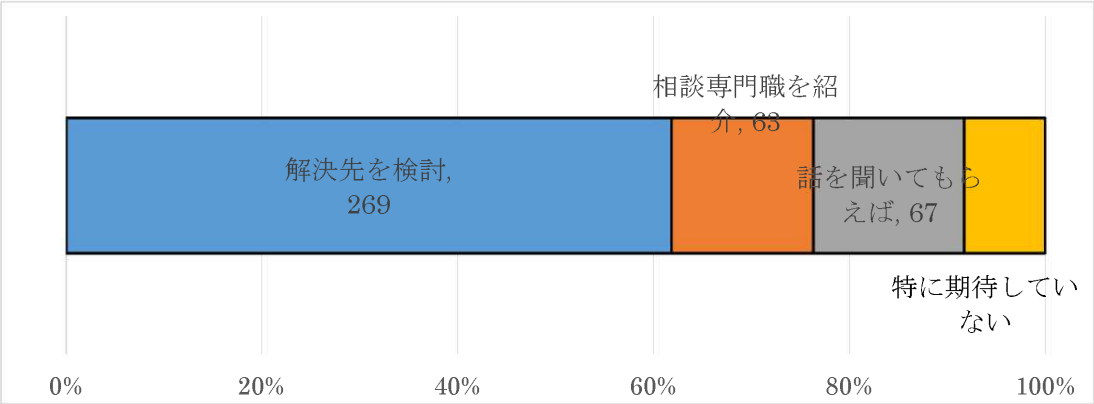

「**問１記入者**」と「**高齢者用設問：問13相談先への期待度**」のクロス集計をします。

回答数の多い記入者「配偶者」と「子ども（その配偶者）」と「本人」の比較をします。３者とも「解決策の検討」がもっとも高い割合になっています。また「本人」は「話を聴いてもらう」ことを期待している割合が他に比べて高いです。

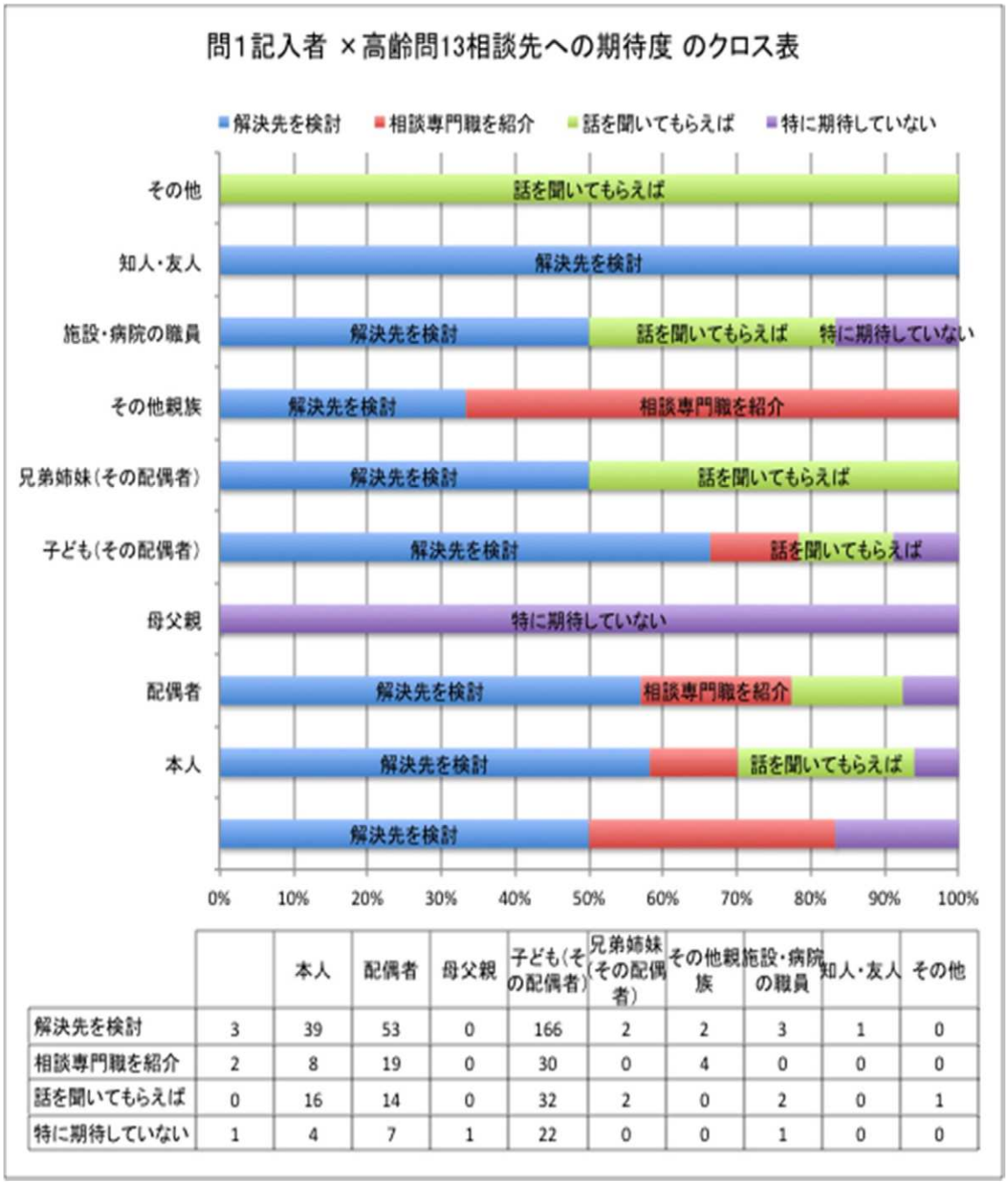

		本人	配偶者	母父親	子ども（その配偶者）	兄弟姉妹（その配偶者）	その他親族	施設・病院の職員	知人・友人	その他
解決先を検討	3	39	53	0	166	2	2	3	1	0
相談専門職を紹介	2	8	19	0	30	0	4	0	0	0
話を聞いてもらえば	0	16	14	0	32	2	0	2	0	1
特に期待していない	1	4	7	1	22	0	0	1	0	0

（**障がい者用設問**）問 11　あなたは，問 10 にある相談先に，どのようなことを期待していますか。ひとつに○をつけてください。

障がい者へのアンケートでは，「解決先の検討」が最も多く 224 名（52.7%）と高い。次いで「話を聞いてもらえれば」116 名（27.3%），「何も期待していない」が 59 名（13.9%）となっています。

「相談専門職の紹介」が 6.1%と高齢者用アンケートの 14.5%に比べ低くなっています。その回答に代わる形で高齢者用アンケートでは 8.3%であった「何も期待していない」回答が 13.9%と高くなっています。

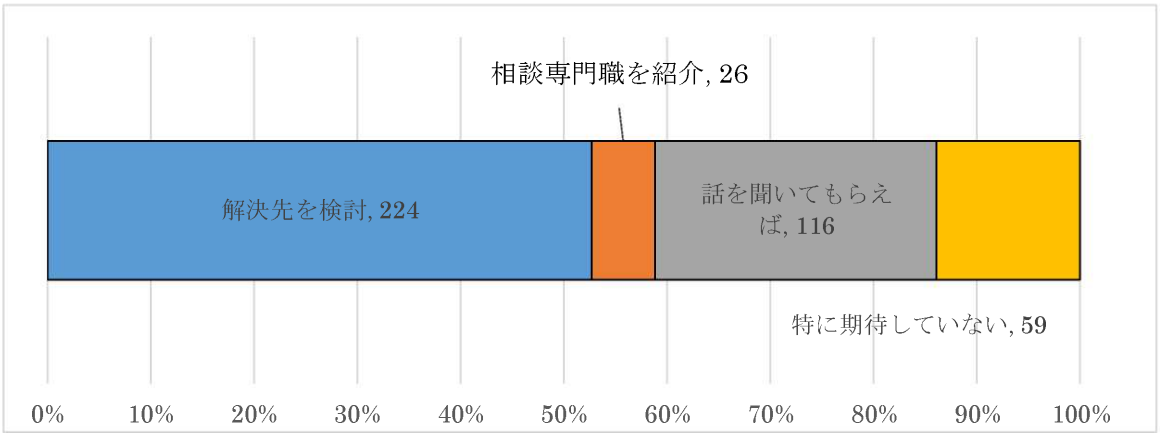

「**問１ 記入者**」と「**障がい者用設問：問 11 相談先への期待度**」のクロス集計をします。

回答数の多い記入者「母父親」と「本人」の比較をします。「専門職を紹介」は両者とも一定割合回答がされていますが，「本人」に比べ「母父親」の方が高い割合になっています。特に本人は「話を聞いてもらえれば」の回答と「解決先を検討」の回答がほぼ同じ割合でした。

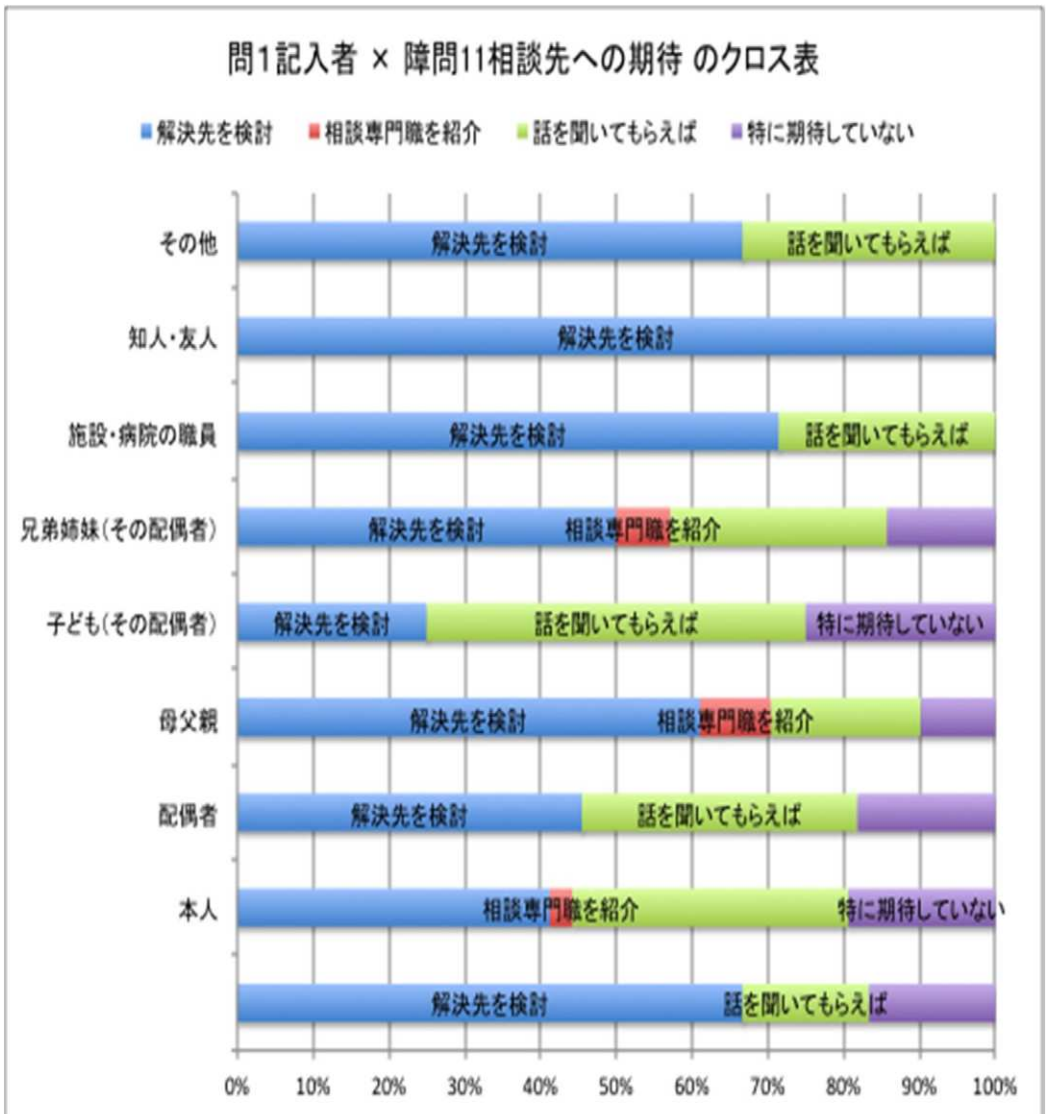

		本人	配偶者	母父親	子ども(その配偶者)	兄弟姉妹(その配偶者)	施設・病院の職員	知人・友人	その他
解決先を検討	4	68	5	130	1	7	5	2	2
相談専門職を紹介	0	5	0	20	0	1	0	0	0
話を聞いてもらえば	1	60	4	42	2	4	2	0	1
特に期待していない	1	32	2	21	1	2	0	0	0

「療育手帳判定」と「障がい者用設問：問 11 相談先への期待度」のクロス集計をします。

Ａ判定からＣ判定になると「解決先の検討」の回答割合が低くなり，逆に「話を聞いてもらえれば」の回答割合が増える傾向が伺えます。

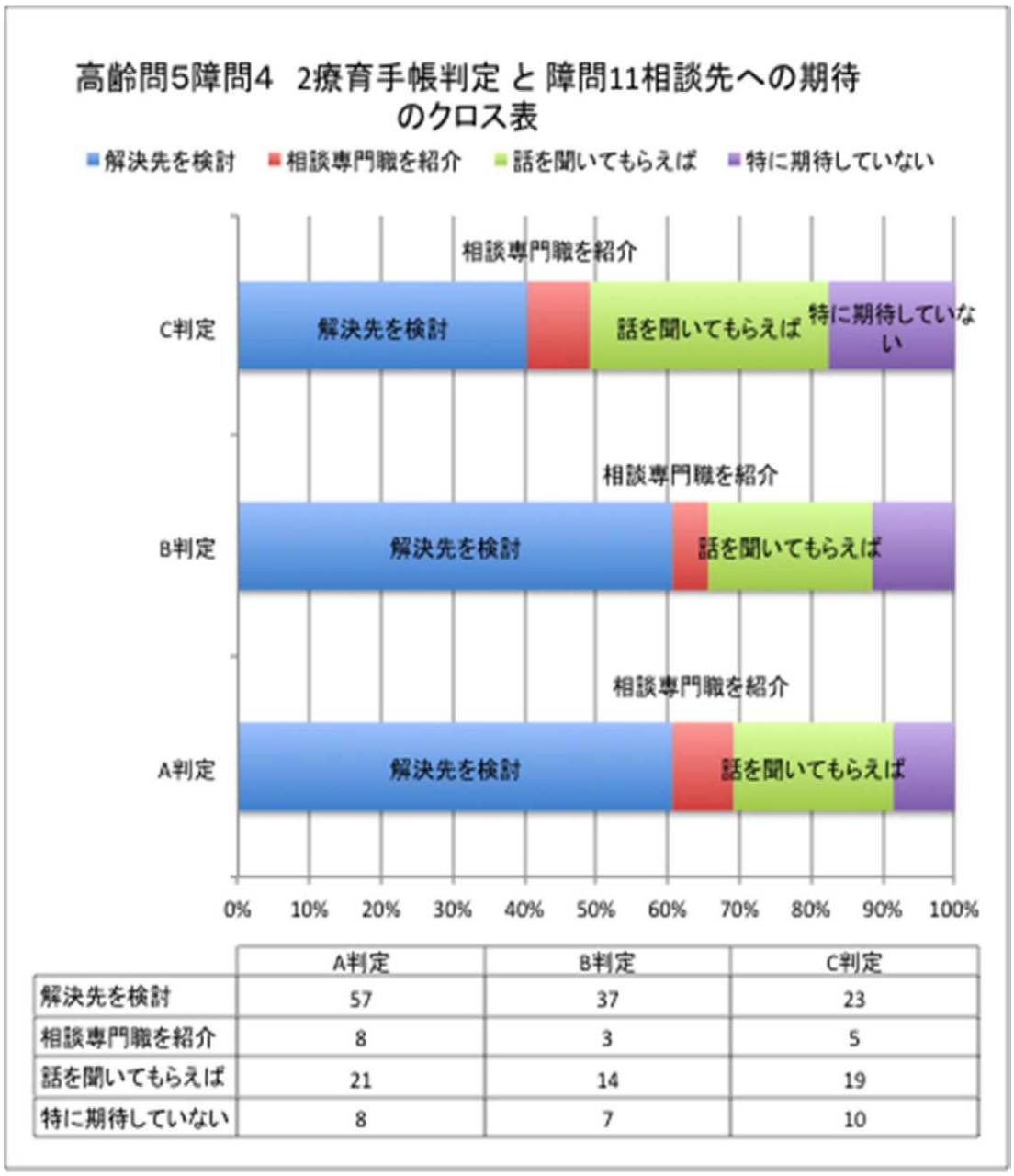

	A判定	B判定	C判定
解決先を検討	57	37	23
相談専門職を紹介	8	3	5
話を聞いてもらえば	21	14	19
特に期待していない	8	7	10

「**精神保健福祉手帳等級**」と「**障がい者用設問：問 11 相談先への期待度**」のクロス集計をします。

すべての級において「解決先を検討」が最も多く約 50%程度を示します。療育手帳ほどの差は見られませんが，2 級で「話を聞いてもらえれば」の割合が比較的高い傾向が伺えます。

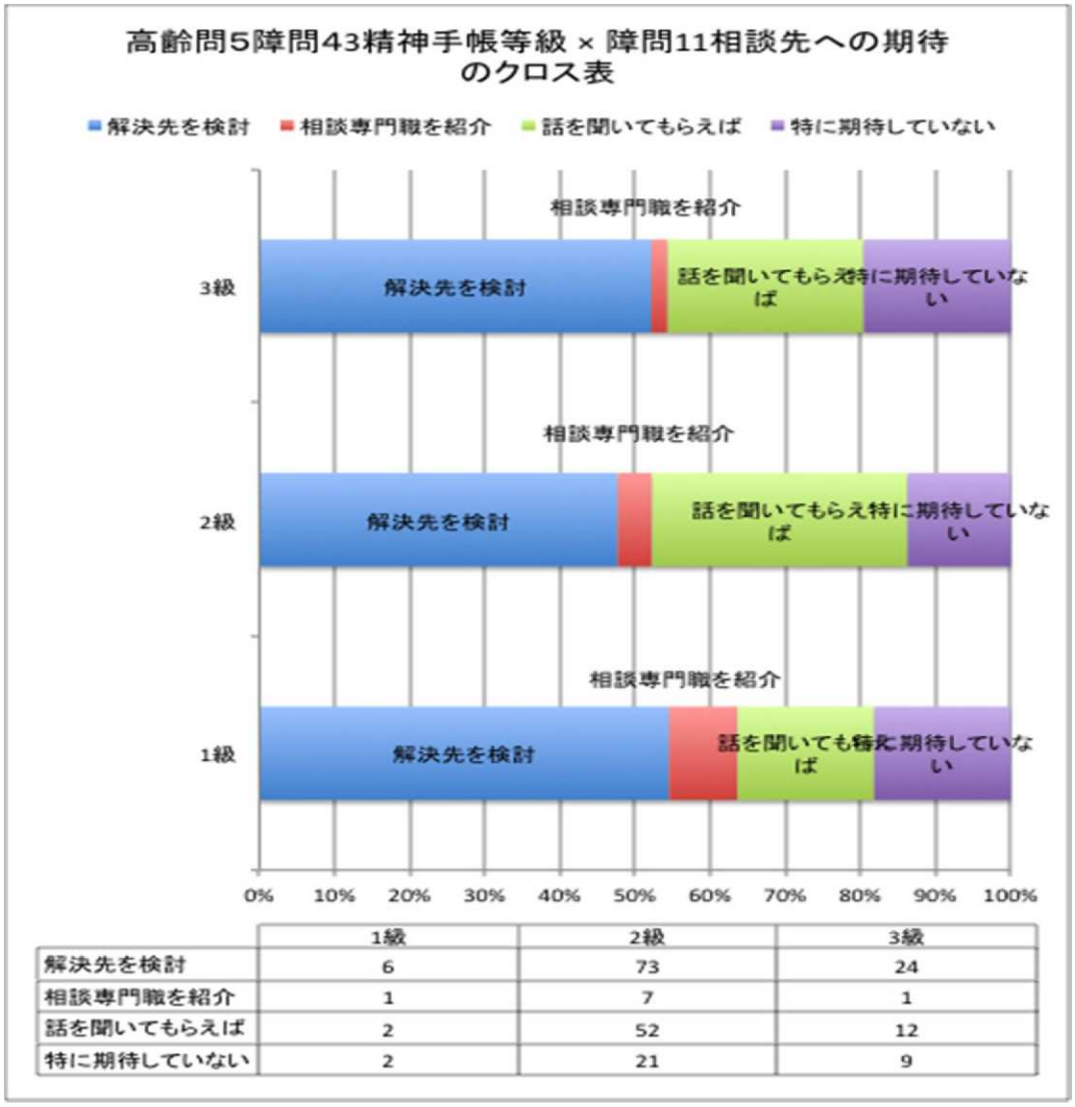

	1級	2級	3級
解決先を検討	6	73	24
相談専門職を紹介	1	7	1
話を聞いてもらえば	2	52	12
特に期待していない	2	21	9

【認知症について】高齢者向けアンケート

（高齢者用設問）問８　現在，認知症について不安をお持ちですか。ひとつに○をつけて下さい。

「とてもある」「少しある」を合わせると７割を超える人が認知症に対して不安を感じています。

高齢問８認知症への不安

		度数	有効パーセント	累積パーセント
有効	とてもある	128	28.4	28.4
	少しある	194	43.0	71.4
	あまりない	90	20.0	91.4
	まったくないない	39	8.6	100.0
	合計	451	100.0	

（高齢者用設問）問９　ご本人について，認知症の診断を受けられたことはありますか。

これまでに認知症の診断を受けたのは，回答者 321 人のうち，およそ 30%の 91 人に過ぎません。

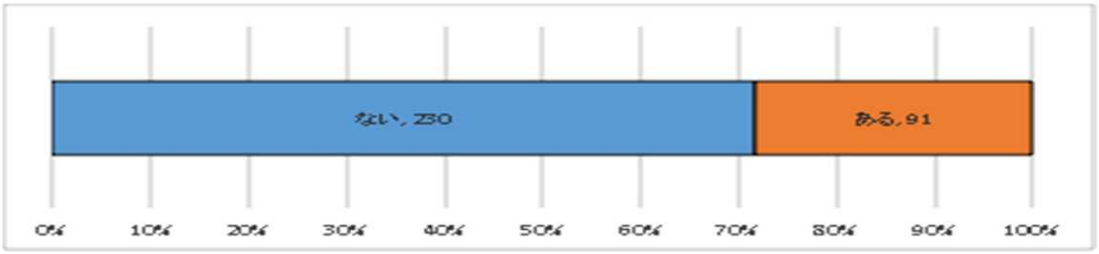

（**高齢者用設問**）問 10　認知症の心配があるとき，だれ（どこ）に相談したいですか。ひとつに○をつけて下さい。

高齢問１０認知症の相談相手

		度数	有効パーセント	累積パーセント
有効	親族	98	23.1	23.1
	知人・友人	3	.7	23.8
	市役所	7	1.6	25.4
	地域包括支援セン	31	7.3	32.7
	ケアマネージャー	96	22.6	55.3
	サービス事業所	72	16.9	72.2
	社会福祉協議会	5	1.2	73.4
	かかりつけ医	65	15.3	88.7
	専門医	43	10.1	98.8
	その他	5	1.2	100.0
	合計	425	100.0	

「親族」と「ケアマネージャー」が約 23%と高い回答を示しています。他に「かかりつけ医」と「専門医」を合わせた医者への相談が約 25%を占めます。そして，「サービス事業所」も 72 件（16.9%）と多く回答しています。

「**高齢者用設問：認知症の相談相手**」と「**記入者**」のクロス集計をします。

回答者が「本人」の場合，「親族」が５割を超えています。回答者が配偶者になると親族は減り「地域包括支援センター」や「ケアマネージャー」や「サービス事業者」が５割近くになります。回答者が「子ども（その配偶者）」になると，その傾向は更に高くなっています。

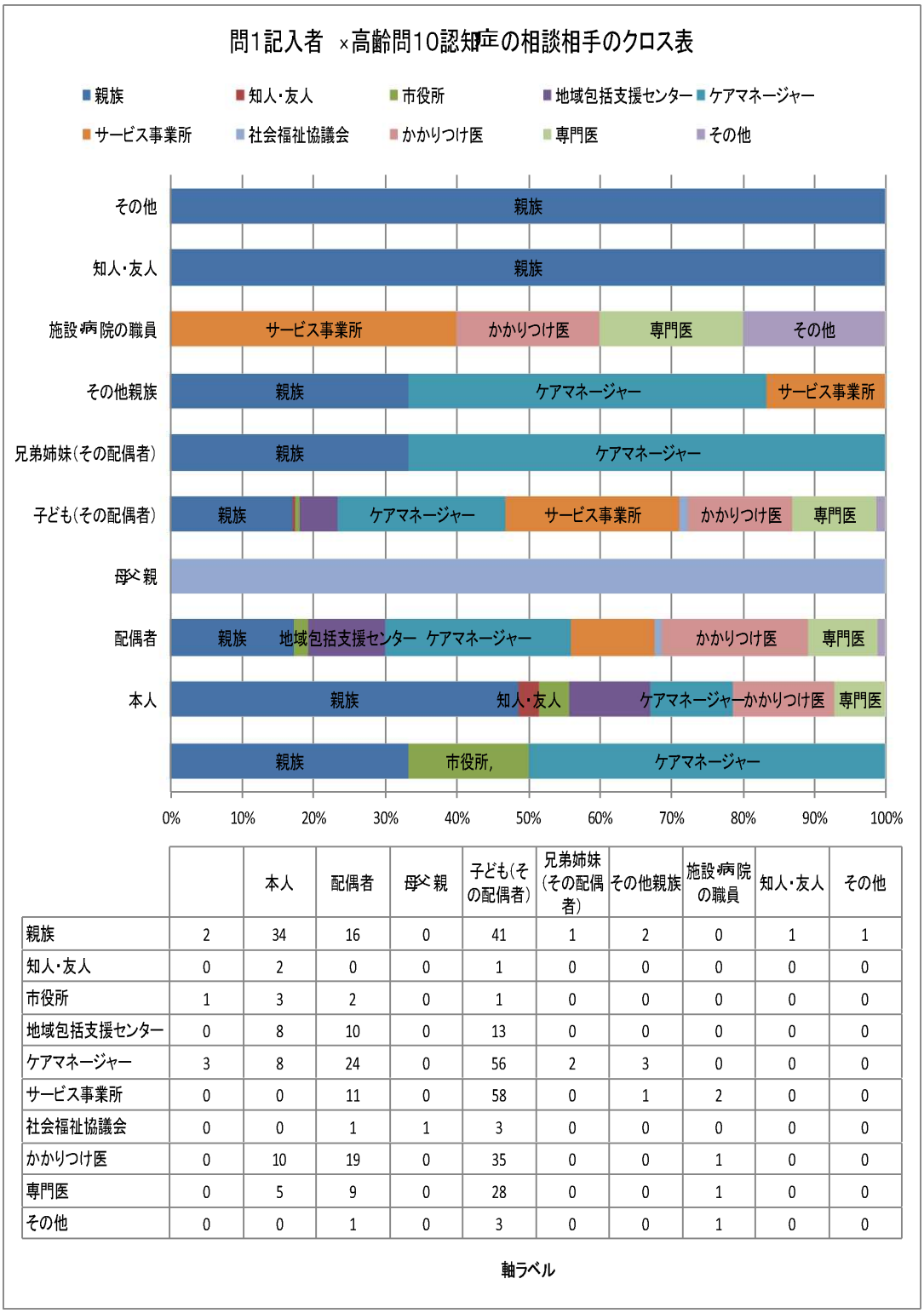

		本人	配偶者	母父親	子ども(その配偶者)	兄弟姉妹(その配偶者)	その他親族	施設・病院の職員	知人・友人	その他
親族	2	34	16	0	41	1	2	0	1	1
知人・友人	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0
市役所	1	3	2	0	1	0	0	0	0	0
地域包括支援センター	0	8	10	0	13	0	0	0	0	0
ケアマネージャー	3	8	24	0	56	2	3	0	0	0
サービス事業所	0	0	11	0	58	0	1	2	0	0
社会福祉協議会	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0
かかりつけ医	0	10	19	0	35	0	0	1	0	0
専門医	0	5	9	0	28	0	0	1	0	0
その他	0	0	1	0	3	0	0	1	0	0

【ご本人の金銭管理について】

（**高齢者用設問**）問 14，（**障がい者用設問**）問 12　ご本人は，金銭管理ができますか。ひとつに○をつけてください。

金銭管理ができないという回答が，高齢者で 270 件（59.2%），障がい者で 203 件（45.9%）と高い割合を示します。「いつも援助が必要」合わせると，両者とも 60%を超える人たちが一人で管理できず，高齢者用回答では 7 割を超えています。

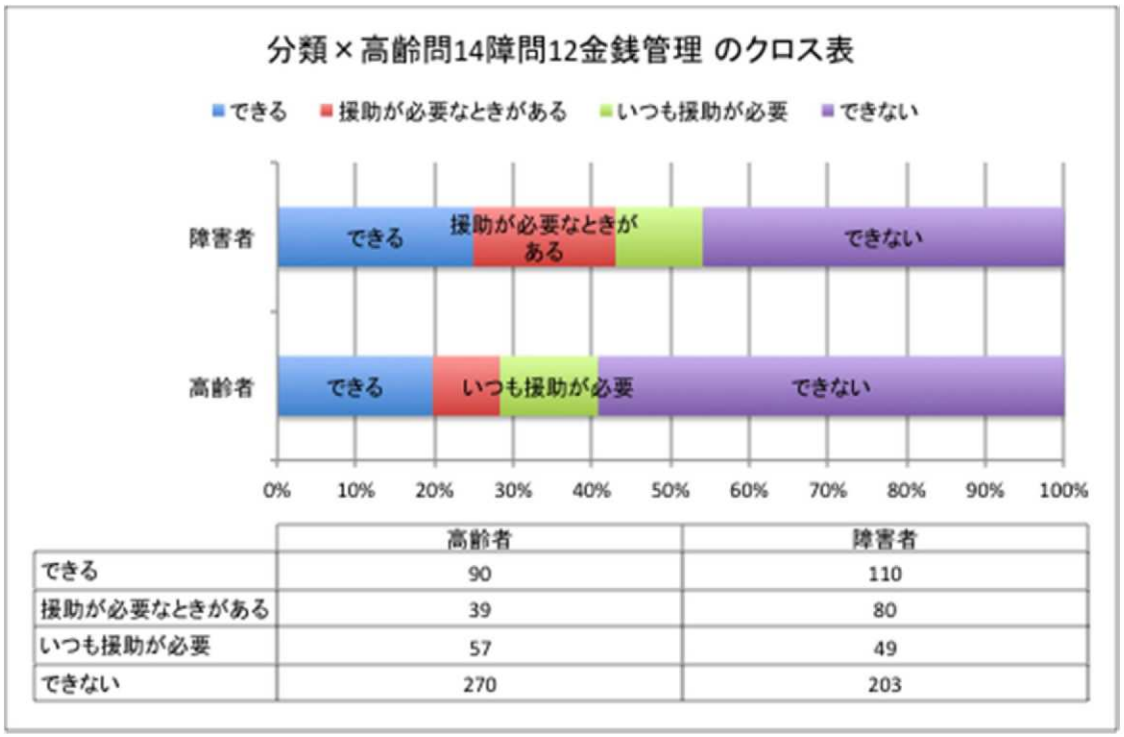

	高齢者	障害者
できる	90	110
援助が必要なときがある	39	80
いつも援助が必要	57	49
できない	270	203

（**高齢者用設問**）問 15，（**障がい者用設問**）問１３　ご本人の通帳・年金・手当の管理など，金銭の管理をされているのはどなたですか。もっとも割合の高い方を選んでひとつ○をつけてください。

高齢者では支援者である子ども（その配偶者）が管理しているのが 239 件（51.5%）と最も高く，配偶者（123 件；26.5%），本人（82 件;；17.7%）となりました。障がい者用では「母父親」の割合が 265 件（60.2%）高く，続いて「本人」が 115 件（26.1%）となっています。更に詳しく障がい別では精神障がい者の回答で「本人」，知的障がいの回答で「母父親」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

	高齢者	障害者
本人	82	115
配偶者	123	26
母父親	1	265
子ども(その配偶者)	239	2
兄弟姉妹(その配偶者)	7	15
その他親族	5	0
施設・病院職員	2	12
知人・友人	1	1
法定後見人等	3	1
その他	1	3

（**高齢者用設問**）問 16，（**障がい者用設問**）問 14　ご本人の年金・手当の管理について，**実情にいちばん近い**のはどれですか。ひとつ○をつけてください。

高齢者・障がい者とも，「本人のため以外は使用しない」が最も高い回答率であり，「本人管理」を含めると，6 割以上が本人のために使用している。一方，家計に一定額もしくは全額を入れている方も高齢者で 32.9%，障がい者で 25.5%いる事が分かります。

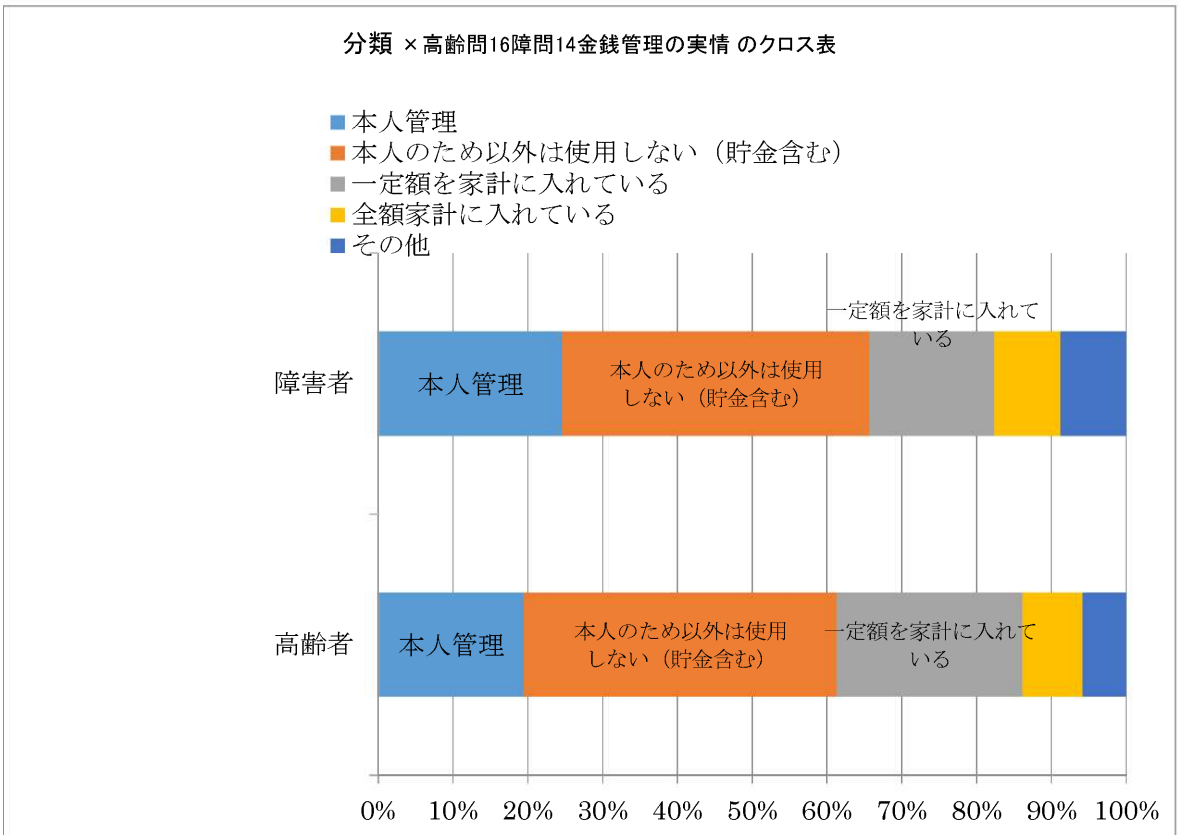

	高齢者	障害者
本人管理	87	106
本人のため以外は使用しない（貯金含む）	187	177
一定額を家計に入れている	111	72
全額家計に入れている	36	38
その他	26	38

療育手帳判定がＡ判定になるほど「本人管理」が減り「本人のため以外は使用しない（貯金含む）」が増えることが伺えます。

高齢問5障問4　2療育手帳判定 × 高齢問16障問14金銭管理の実情 のクロス表

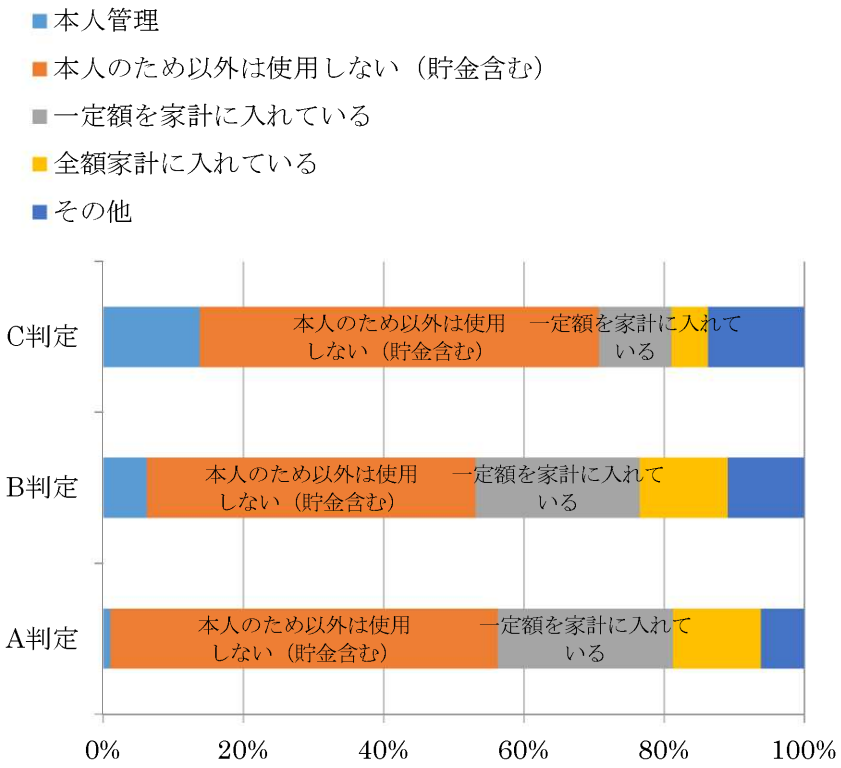

	A判定	B判定	C判定
本人管理	1	4	8
本人のため以外は使用しない（貯金含む）	53	30	33
一定額を家計に入れている	24	15	6
全額家計に入れている	12	8	3
その他	6	7	8

精神保健福祉手帳等級においても回答数は少ないが１級になるほど「本人管理」が減り「本人のため以外は使用しない（貯金含む）」が増えることが伺えます。この傾向は知的障がい者の人より傾向が強く，加えて「一定額家計に入れている」の回答も１級では多くなることが見て取れます。

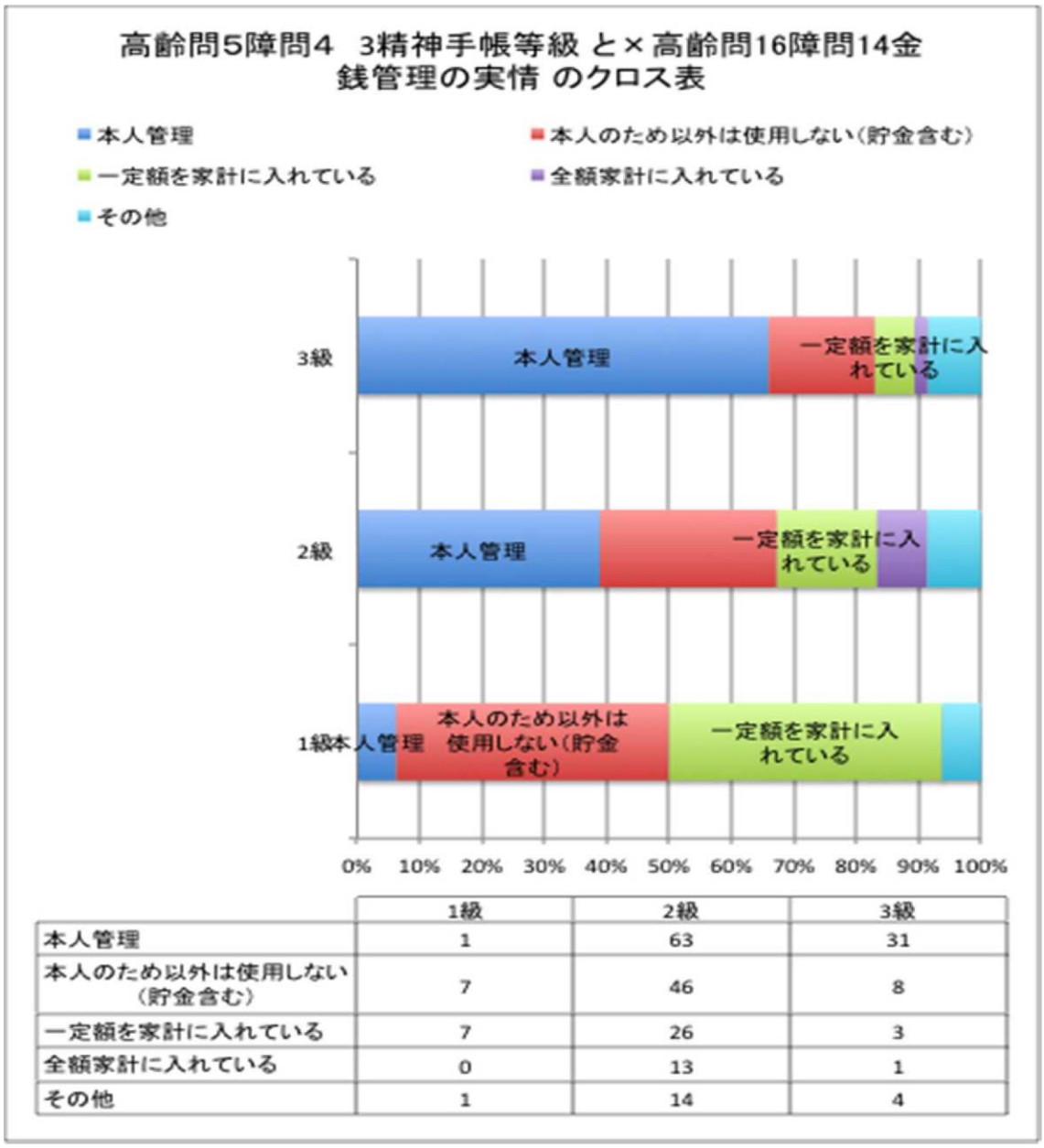

	1級	2級	3級
本人管理	1	63	31
本人のため以外は使用しない（貯金含む）	7	46	8
一定額を家計に入れている	7	26	3
全額家計に入れている	0	13	1
その他	1	14	4

【成年後見制度についてうかがいます。】

（**高齢者用設問**）問 17，（**障がい者用設問**）問 15　ご本人は，成年後見制度を利用していますか。

利用している人はわずかに 2.5% で，97.5%と高い割合で制度を利用していない現状があります。利用しているのは障がい者では 12 件，高齢者では 10 件に過ぎません。

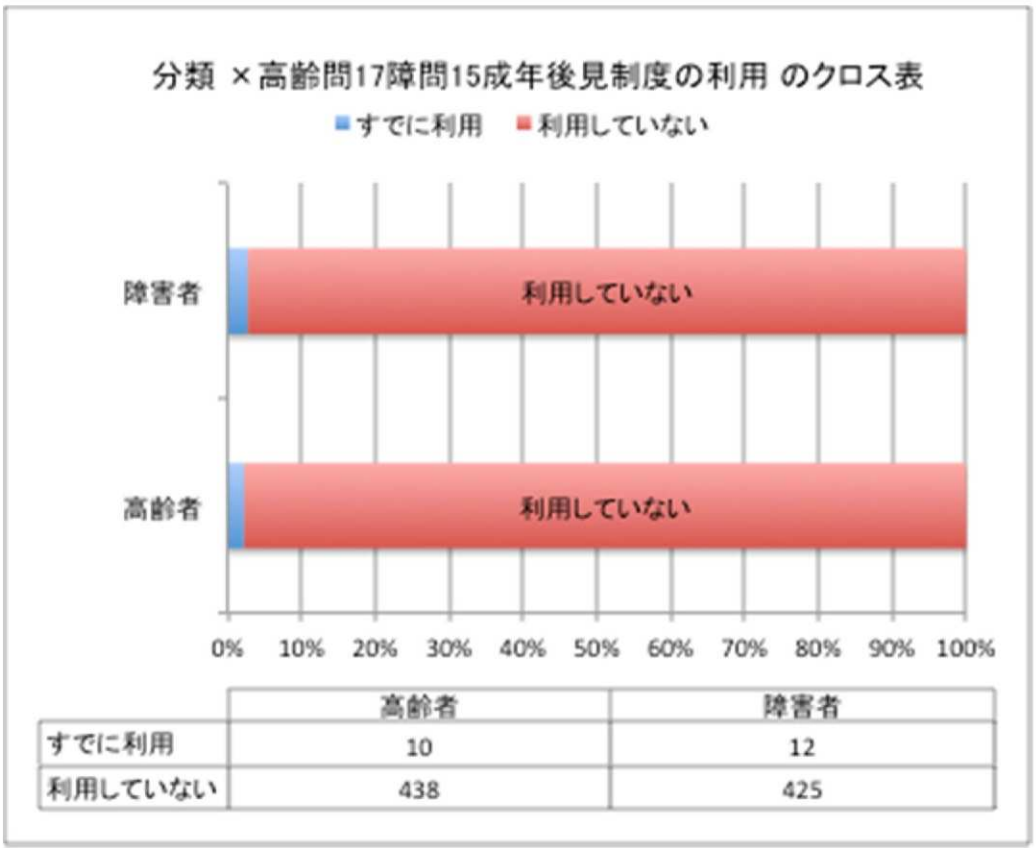

	高齢者	障害者
すでに利用	10	12
利用していない	438	425

（**高齢者用設問**）問 18，（**障がい者用設問**）問 17　ご本人（又はあなた）は成年後見制度についてどのくらい知っていますか。ひとつに○をつけてください。

成年後見制度については，関係者にはある程度認知されていますか，障がい者用では「知らない」が最も多く，高齢者用では「なまえを聞いた程度」が最も高い回答となりました。「知っている」「だいたい知っている」を合わせても，障がい者用で約１割，高齢者用で約２割程度の理解となっており，制度の理解を深める必要性があります。

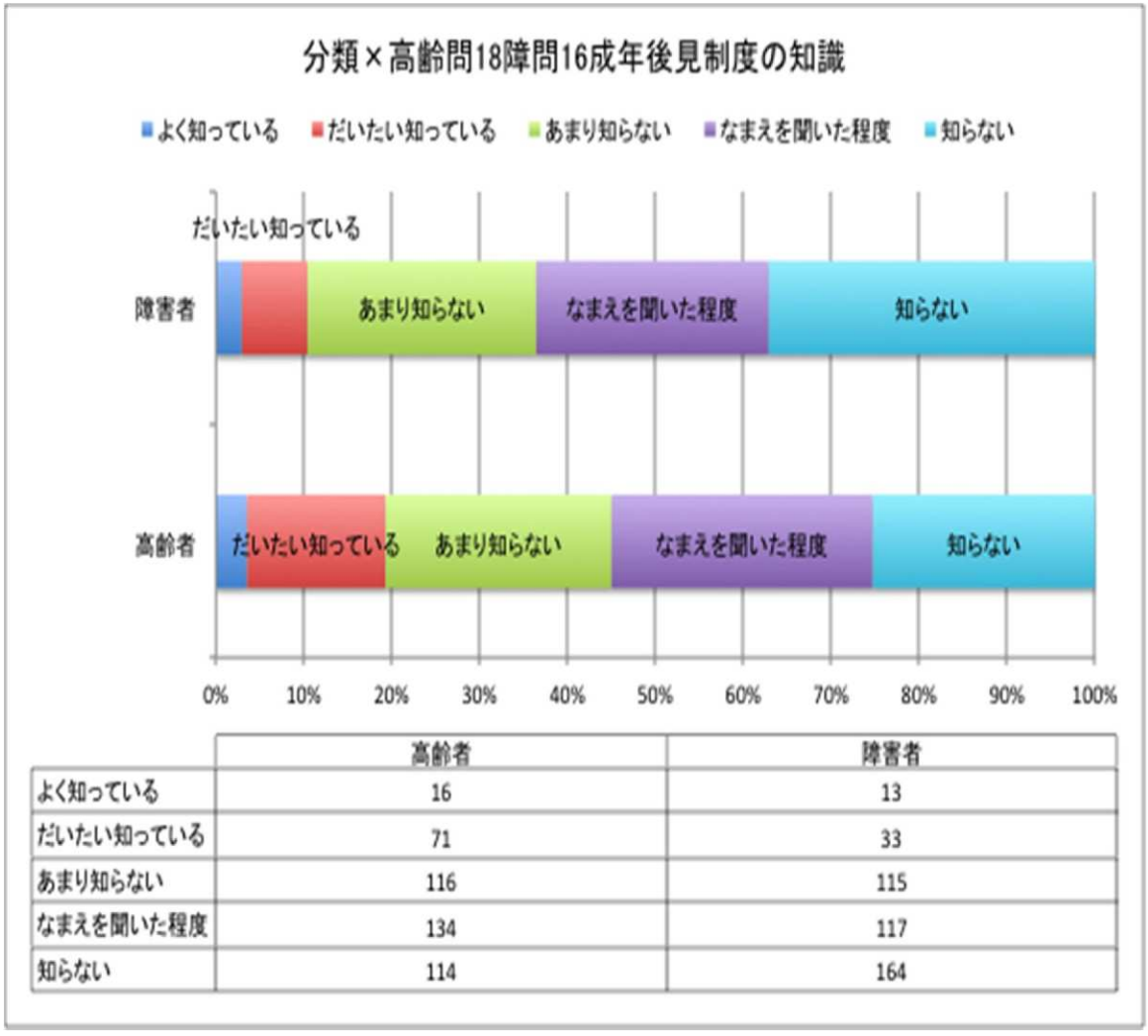

	高齢者	障害者
よく知っている	16	13
だいたい知っている	71	33
あまり知らない	116	115
なまえを聞いた程度	134	117
知らない	114	164

（**高齢者用設問**）問 19，（**障がい者用設問**）問 17　たとえば，ご本人名義の定期・積立の預金通帳を解約したりする場合には，ご本人の判断能力の状況によって，銀行から成年後見人をつけてからでないと解約できませんといわれます。このことは，知っていますか

高齢者では「知っている」との回答は 164 件（36%），障がい者では 78 名（18%）と低い割合です。制度の具体的内容への理解を深める必要性があります。

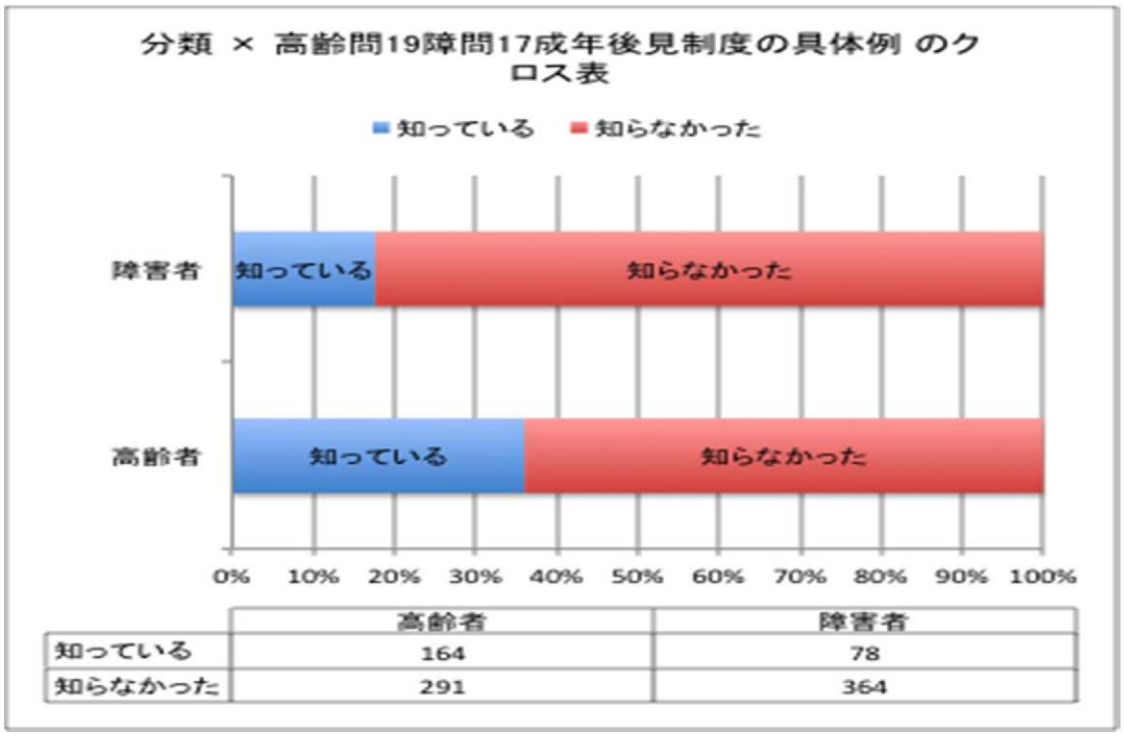

	高齢者	障害者
知っている	164	78
知らなかった	291	364

（**高齢者用設問**）問 20，（**障がい者用設問**）問１８　成年後見人をつけることになったら，まずどこに相談しますか。ひとつに○をつけてください。

高齢者では「親族」が 202 件（45.5%）と圧倒的に高く，次いで「市役所」83 件（18.7%），「ケアマネージャー」67 件（15.1%）となっています。

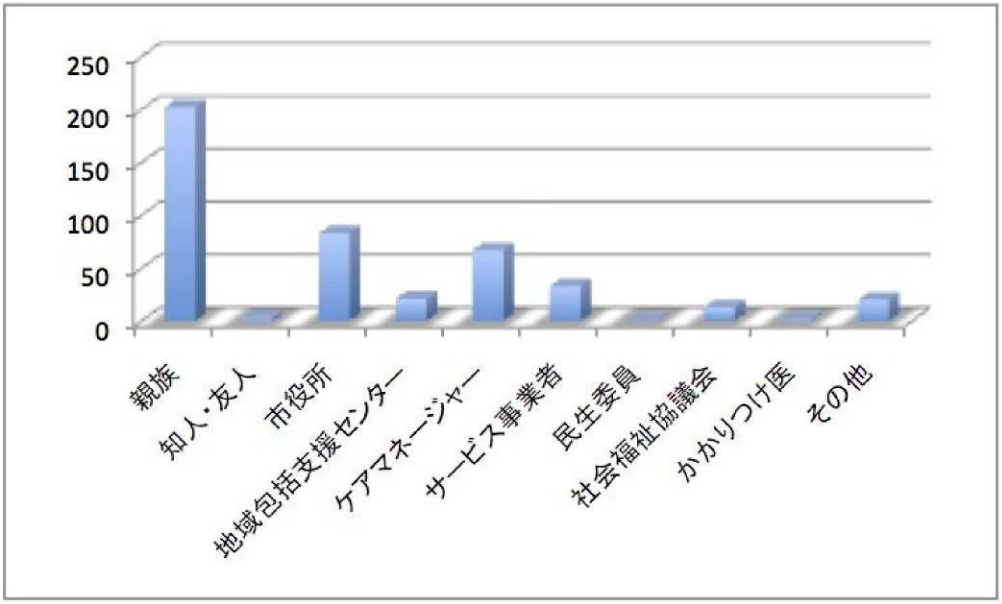

障がい者では「市役所」が 53.3%と圧倒的に高く，次いで「障がい者相談支援事業所」15.1%，「支援事業所」11.3%の順となりました。

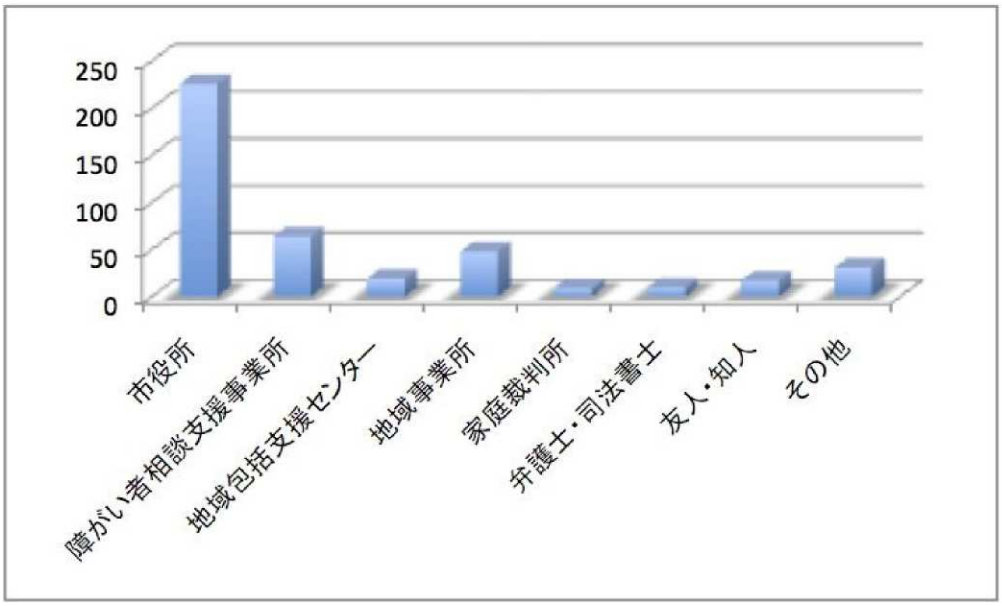

（**高齢者用設問**）問 21，（障がい）問 19　成年後見制度は，必要にせまられて利用する場合のほか，ご本人の保護と支援を考えて，利用することもできます。あなたは利用したいと思いますか。ひとつに○をつけてください。

身上監護 の利用希望に関する問です。 成年後見制度は，財産管理と身上監護の 2 つに大きく別けることができます。現状は，土地の売買や銀行取引などで，必要に迫られて成年後見制度を利用することが多いと考えられますが，本人の暮らしを守り，本人らしい暮らしを支えていくために，本人や家族が積極的に利用を検討することもできることから，その意向を尋ねたものです。 高齢者と障がい者のアンケート種類ごとに細かく見てみると（次ページグラフ），障がい者用が「利用したい」検討したい」の回答が比較的多いのに対して，高齢者用では「できれば利用したくない」の回答割合が増えます。

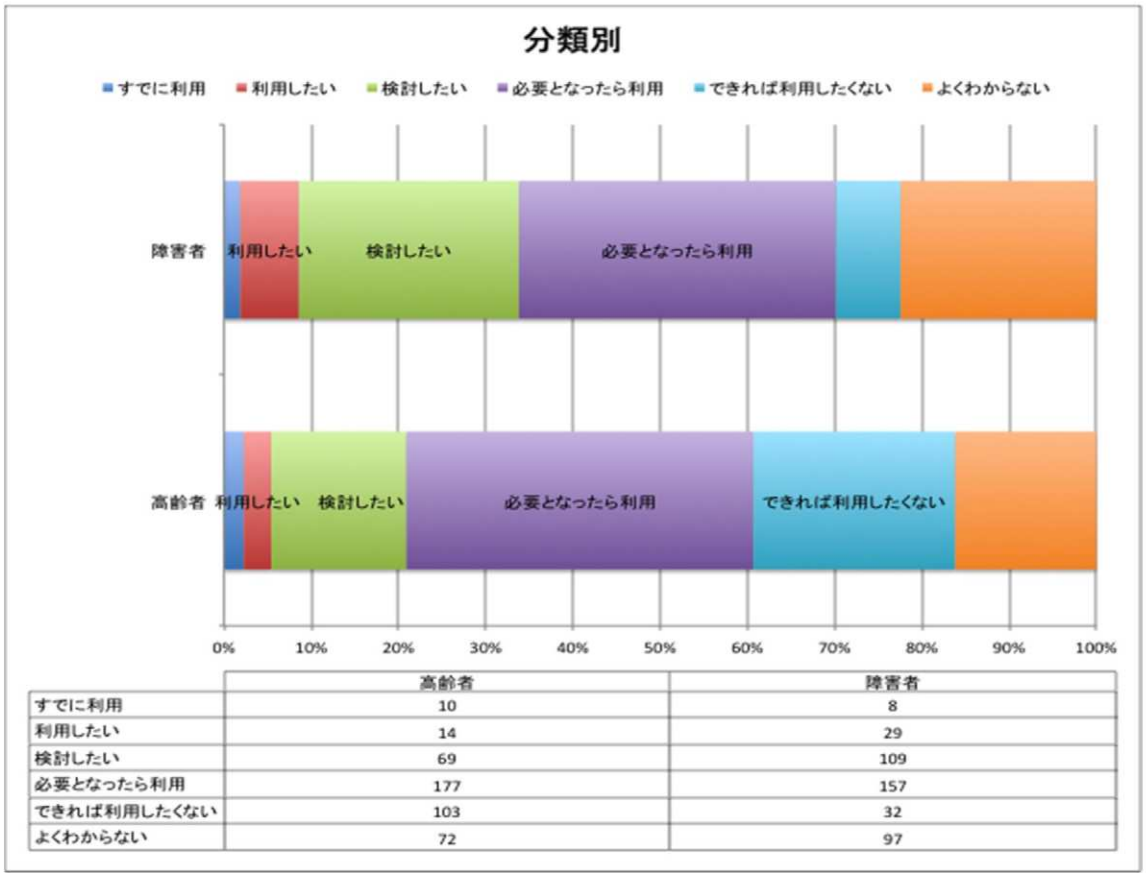

	高齢者	障害者
すでに利用	10	8
利用したい	14	29
検討したい	69	109
必要となったら利用	177	157
できれば利用したくない	103	32
よくわからない	72	97

（**高齢者用設問**）問22，（**障がい者用設問**）問20　問19で，４番，５番に○をつけた方におたずねします。成年後見制度の利用を積極的に考えてない理由は何ですか。主な理由を３つ以内で○をつけてください。

高齢問22障問20成年後見制度積極的でない理由　度数分布表

	応答数		ケースの%
	N	%	
1自分でできる	85	8.6%	18.0%
2家族の支援で足りる	280	28.3%	59.4%
3他人に財産を任せるには抵抗ある	138	13.9%	29.3%
4後見人候補者がいない	40	4.0%	8.5%
5財産がない	143	14.4%	30.4%
6利用にお金がかかる	66	6.7%	14.0%
7手続きの無知面倒	46	4.6%	9.8%
8困っていない	125	12.6%	26.5%
9制度がわからない	55	5.6%	11.7%
10その他	12	1.2%	2.5%
合計	990	100.0%	210.2%

全体の回答では，「家族の支援で足りる」とケース%（多重回答）で約６割が回答しています。

次いで「財産がない」「困っていない」との回答でした。

これをさらに**高齢者**と**障がい者**のアンケート別に細かく見ると，高齢者の場合 181 件（32.6%），障がい者の場合 99 件（22.7%）が「家族の支援で足りる」との回答が最も多い。他に家族の支援のためと思われる「困っていない」がそれぞれ 14.6%（高齢者）と 10.1%（障がい者）を占める。また，「他人に財産を任せるには抵抗がある」との回答も多く，それぞれ 15.0%と 13.8%を占めています。

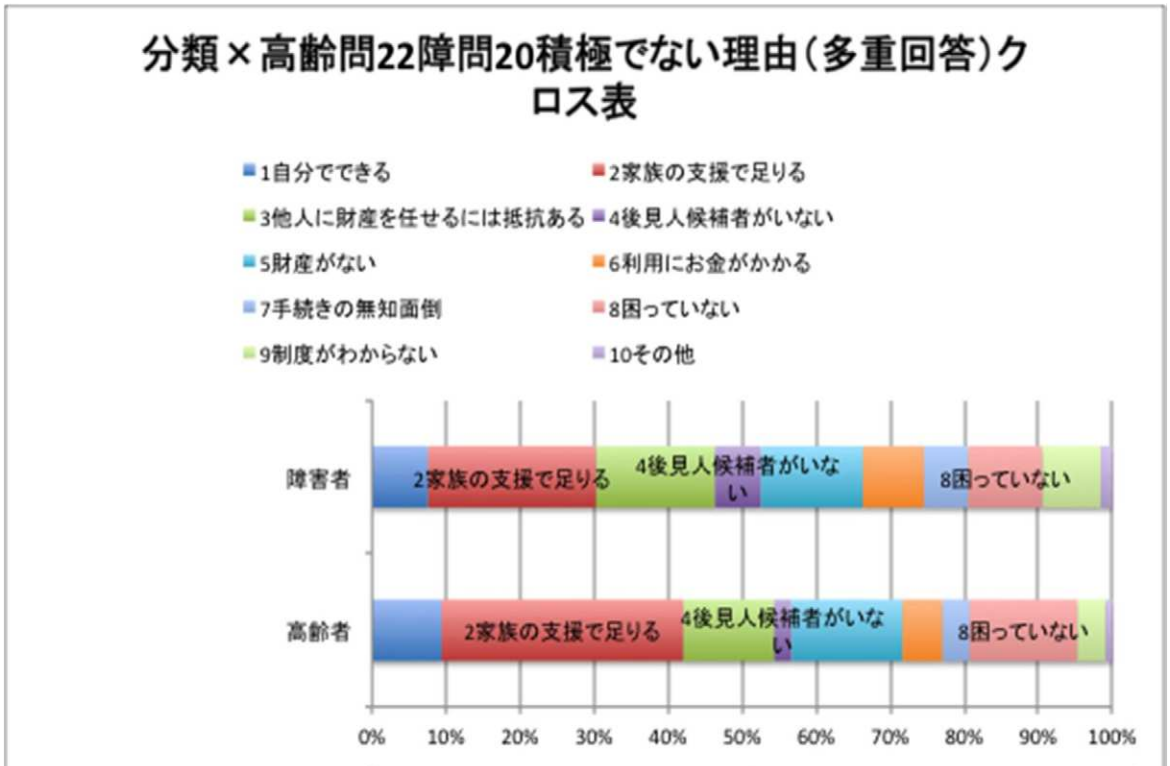

	高齢者	障害者
1自分でできる	52	33
2家族の支援で足りる	181	99
3他人に財産を任せるには抵抗ある	68	70
4後見人候補者がいない	13	27
5財産がない	83	60
6利用にお金がかかる	30	36
7手続きの無知面倒	20	26
8困っていない	81	44
9制度がわからない	21	34
10その他	5	7

（**高齢者用設問**）問 23，（**障がい者用設問**）問 21 成年後見人（保佐人，補助人）は，次のような方がなれますが，将来，ご本人について，成年後見人などをつけることになったら，どういう方になって欲しいですか。ひとつに○をつけてください。

高齢者用では家族が極めて多く，次いで法律家となっています。一方，障がい者用では家族が最も高いのは同じですが，福祉専門家や成年後見センター等が合わせて 66 名（15%）と高齢者に比べ高い水準となっています。

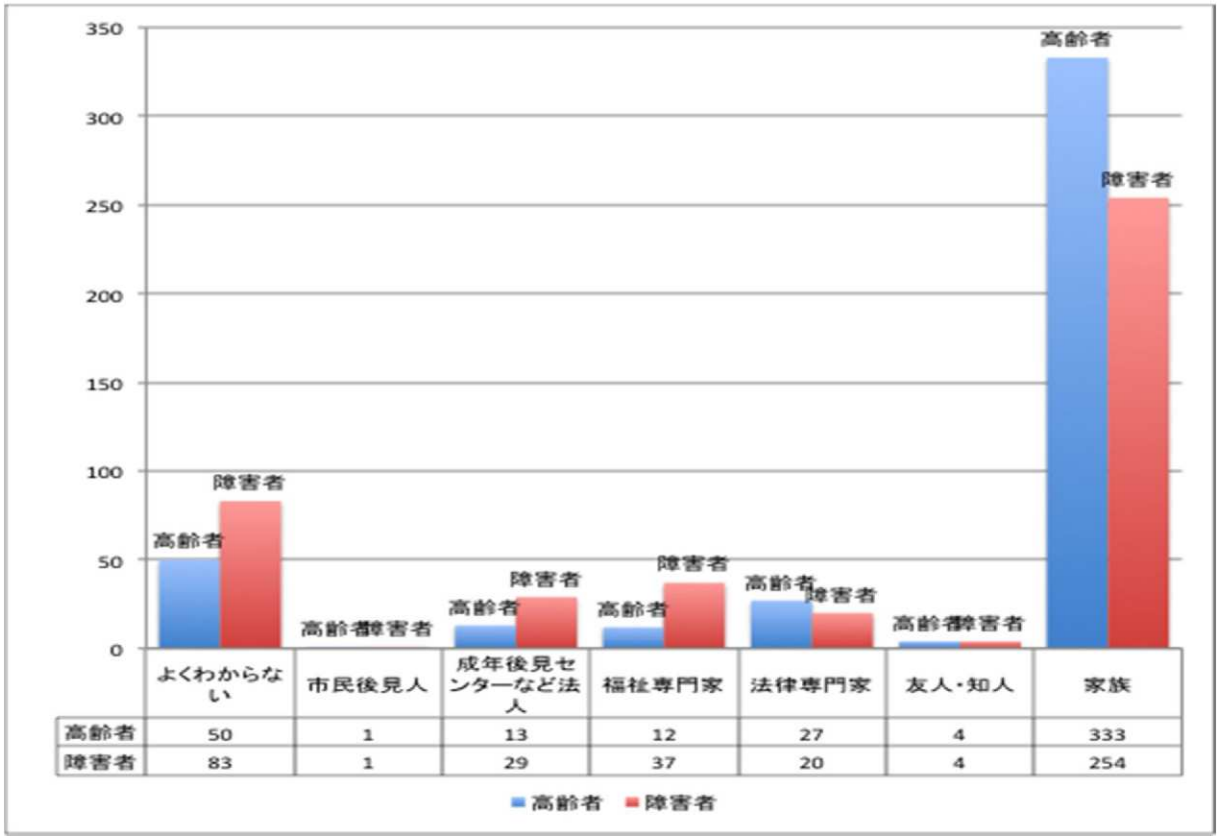

	よくわからない	市民後見人	成年後見センターなど法人	福祉専門家	法律専門家	友人・知人	家族
高齢者	50	1	13	12	27	4	333
障害者	83	1	29	37	20	4	254

【虐待・差別について】

（**障がい者用設問**）問22　障がい者虐待防止法（正式名称：障がい者虐待の防止，障がい者の養護者に対する支援等に関する法律）という法律があることを知っていましたか。

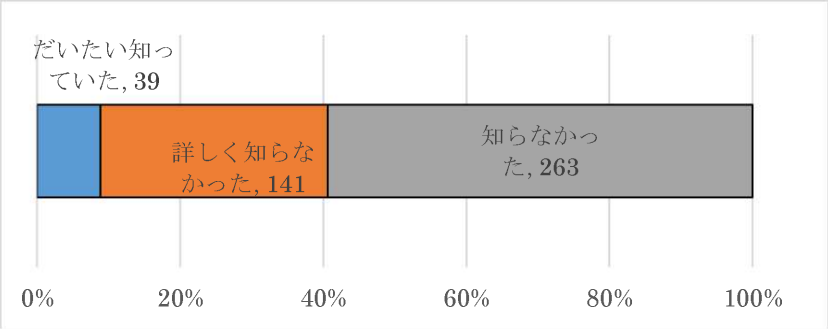

約６割が「知らなかった」と回答しており，「詳しくは知らなかった」を合わせると，９割以上の回答者が法律の存在を詳しく知らない結果となりました。

（**障がい者用設問**）問23　障がい者差別解消法（正式名称：障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律）という法律ができ，平成２８年４月からスタートします。このことを知っていましたか。

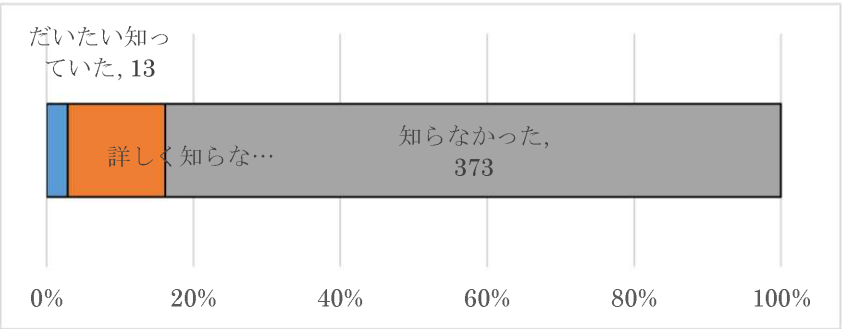

障がい者差別解消法より更に知っている人の回答が低くなります。８割を超える人が「知らなかった」と回答しています。

（**高齢者用設問**）問 24　高齢者虐待防止法は，正式名称を高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律といいます。高齢者虐待を防止するとともに，虐待するところまで追い詰められた養護者（介護をする人）を支援するための法律でもあります。このような法律があることを知っていますか。ひとつに○をつけてください。

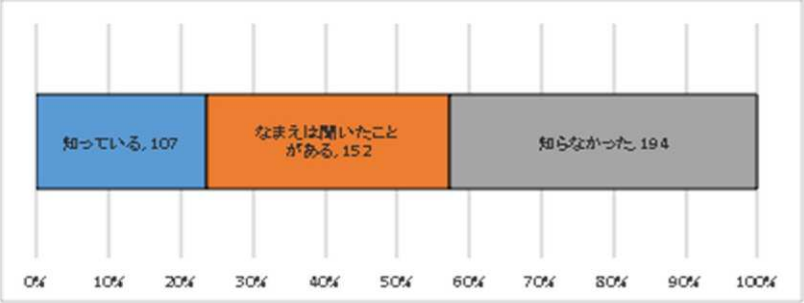

「知っている」「なまえは聞いたことがある」と合わせて 57.2%と「知らなかった」の回答を上回っています。

（**障がい者用設問**）問 24　上の法律では，「合理的配慮」をしないことも差別だとされます。誰もが差別はいけないことは知っています。しかし，意図的に差別はしていないというだけでは不十分で，しょうがいのあるひとり一人の必要性を考えて，その状況に応じた変更や調整などを，お金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うことを「合理的配慮」といい，合理的配慮をしないことは差別だとされます。このことを知っていましたか。ひとつに○をつけてください。

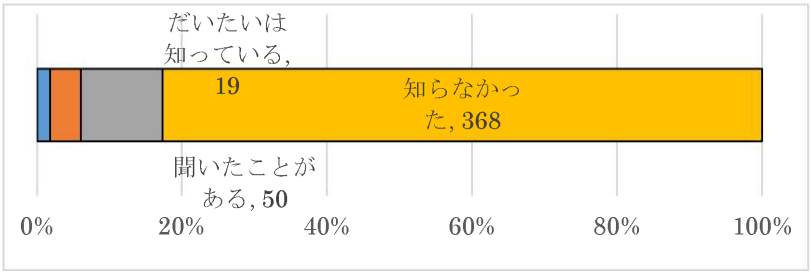

合理的配慮を「よく知っている」「だいたいは知っている」と回答した人が約 6%と極めて低い結果となりました。

【充実して欲しい機能】

（**共通設問**）問２５　各地で成年後見制度の利用を促進するため，専門的に担当するセンターを設置する動きがあります。このようなセンターで充実して欲しい機能はなんですか。３つまで○をつけてください。

高齢者・障がい者を合わせた全体では550件（68.1%）が「相談機能」をあげています。次いで46.2%「調整機能」という結果でした。成年後見制度機能に加え一体的に相談や支援の調整が求められていることが伺えます。

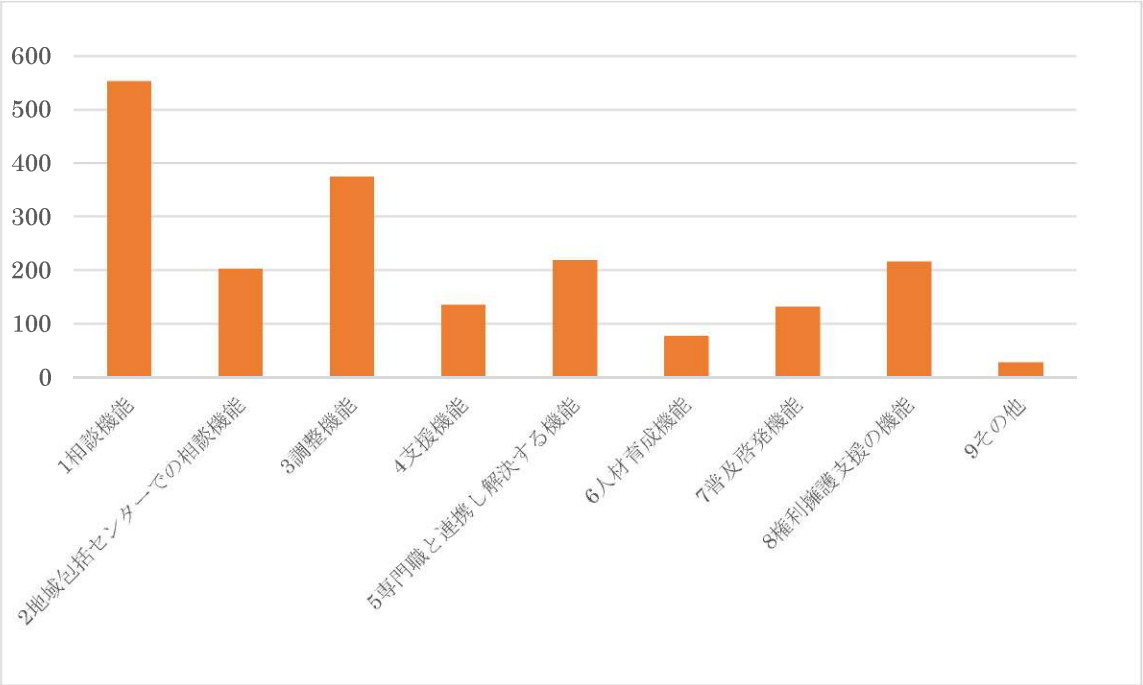

さらに高齢者と障がい者のアンケート種類ごとに細かく見てみると，高齢者・障がい者共に「相談機能」の割合が高く，「調整機能」が続いています。両者での違いは，「障がい者」では「支援機能」「専門職と連携し解決する機能」「権利擁護支援の機能」に 100 件以上の回答があり高齢者に比べて高い。一方，高齢者では「地域包括センターでの相談機能」の強化を求める声が多い。

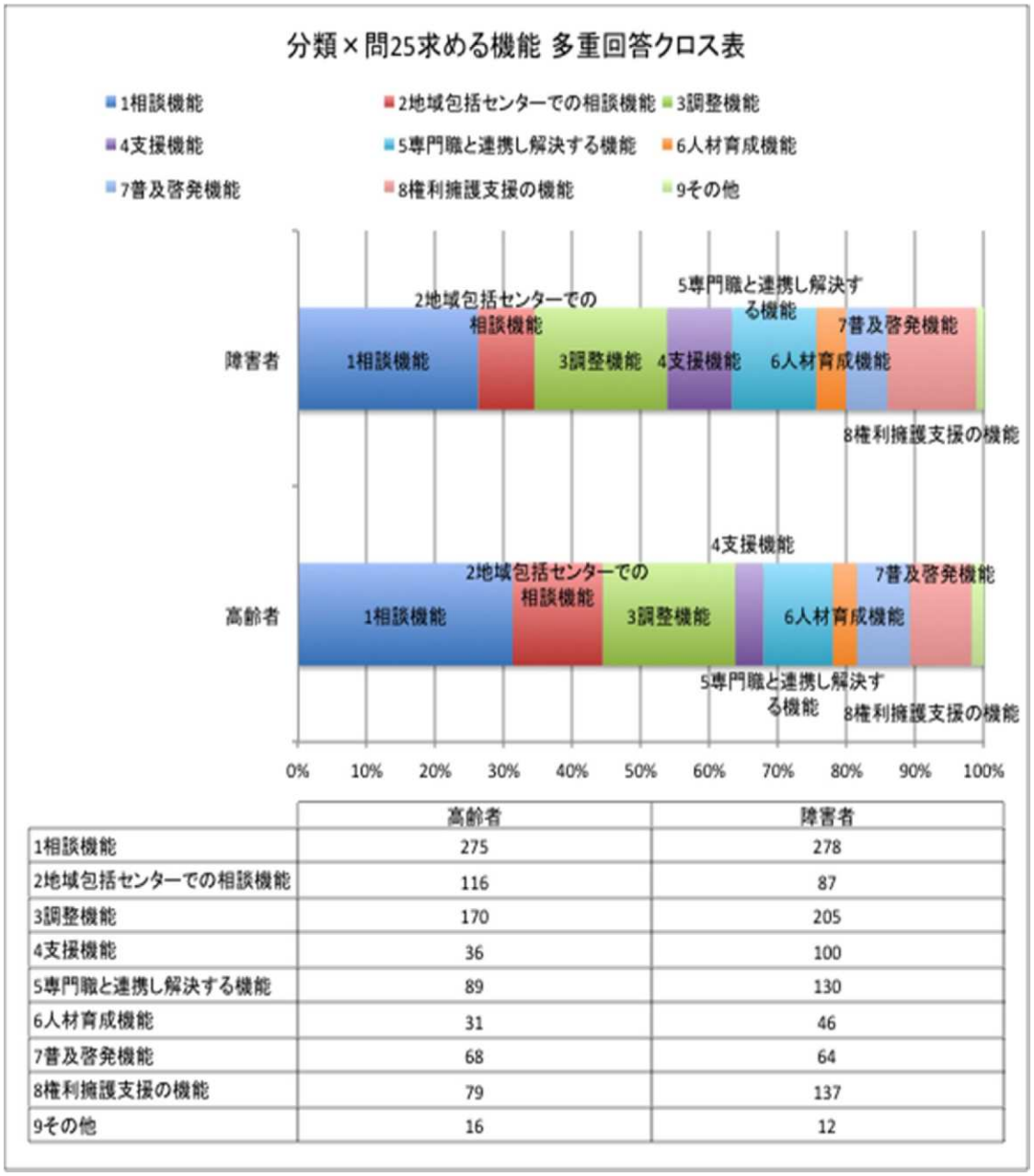

	高齢者	障害者
1相談機能	275	278
2地域包括センターでの相談機能	116	87
3調整機能	170	205
4支援機能	36	100
5専門職と連携し解決する機能	89	130
6人材育成機能	31	46
7普及啓発機能	68	64
8権利擁護支援の機能	79	137
9その他	16	12

自由記述

問２６　権利擁護支援のあり方について，御意見がありましたら御記入ください。

年齢区分		問26自由記述	女性	男性
10	障がい者	とくにありません。だけど，講座とか話が聞けると嬉しいです。気軽に参加できるセミナーとかあればいいと思います。	1	
10	障がい者	まだ11歳なので，今後どの程度まで金銭の管理ができるのか，まだわかりませんが，親が亡くなった後などの事を考えると，今後本人の兄達にもこの後見制度のことを知らせておくべきだと思いました。私の周囲に，市民後見人をやってみえる方がおり，弁護士さんももちろん良いですが，市民の方でもまじめに取り組まれて，この人ならいいなと思いました。	1	
10	障がい者	違うことかもしれないが，税金ドロボー，税金を払えなどといわれたことがある。障がい者を傷つけない配慮，知識をもっと広く多くの人にわかるようにしてほしい。エレベーター等，我先に車イスの人を押しのけて乗る人が多いので，車イスの人を先に入れるようにしてほしい。	1	
10	障がい者	虐待については，家族だけでなく教育機関や福祉施設など，あってはならない場所にも目を向けるべきだと思います。		1
10	障がい者	今はまだ小学生なので，10年先までまだ先がながいので，そのときになったら相談にのってください。	1	
10	障がい者	子供が小さいので，まだ先のことは分かりません。安心して支援がうけれるといいと思います。家族にしろ，法人にしろ，悪用されないシステムを作ってほしいです。	1	
10	障がい者	私も含めてですが，子供がへっている中，家族に後のことをお願いすることがむずかしくなっていく世の中なので，信用できる人に安心してまかせられるよう養成・育成をしっかりできるようにしていただければ，この支援も意味のあるものになると感じます。	1	
10	障がい者	知らないことばかりなのでもっと勉強しなければいけないと思う。１人ではよくわからないので，身近に勉強，相談する機会がもっとあったらと思っている。	1	
10	障がい者	法人，家族，弁護士でも安心して支援うけられるシステムを作ってほしい。		1
10	障がい者	本人が申し立てをするのが困難な場合に，誰が権利を守るのか，どうやって判断すれば良いのか…。		1
15	障がい者	まだまだ，どのような福祉制度があるのか，どんな支援があるのかすべてを把握できていません。支援学級在籍者には，自動的に通知や様々なサービスの連絡をいただけると良いです。どこに何も相談するべきなのかも実はよくわからないのです。	1	
15	障がい者	介護者が保守的に依存していることに気づけず，精神的虐待を注意（通報）すると，逆恨みをされます。助けたい気持ちが，人間関係をだめにしてしまします。		1
15	障がい者	基本は市役所の職員，社会福祉士，弁護士が相談にのってくれたらいいと思いますが，財産に関係することなので，専門で勉強されたほうがいいと思います。		1

15	障がい者	具体的に支援内容がわかるようにしてほしい。	1	
15	障がい者	後見人を立てるのに，費用がかかるそうですが，生活保護受給者や生活に余裕のない方達も，何らかの方法で利用できるのでしょうか？子供の成年後見人になってもらう人を親や親族は選べるのでしょうか？また，親や親族だけでは判断が難しくなった場合，相談できる場所（人）がいないと，続けるのは難しいのではないでしょうか？		1
15	障がい者	高校生なのでくわしくわかりません	1	
15	障がい者	子供が中学生なので，今すぐではないが，20歳になるときには利用できる様に計画的にすすめていきたいと思っている。自分が死んだときに，自分と同じようにまたは，近い感覚で子供に接してくれる人が絶対に必要だと感じている。たんに，金銭の管理だけの後見人は，障がいの重い人たちにはあまり重要性を感じないが，人としてあたりまえの生活をおくらせてあげてほしい。そうしていけるように親も努力はおしまないつもりです。		1
15	障がい者	親亡きあと，親の次に当事者に寄り添って本人の事を（思いを）大切にしてくれる後見人の養成が必要だと思います。また，成年後見人だけでは解決できない問題がそのままにされない様，専門職の方との連携も重要だと思います。相談の窓口はひとつだと当事者の家族が困らないと思います。		1
15	障がい者	親亡き後，本人が安心して暮らしていける社会づくりをしていかなくてはと思います。		1
15	障がい者	親亡き後の本人が，虐待や差別を受けることなく幸せに暮らせるよう，援助・支援してくれるセンターがほしい。個人ではなく，法人の後見人と生活を支援してくれる事業所と保護者（兄弟）とが本人を見守って欲しい。契約のための費用が心配。本人の財産は一定なので，10年20年30年と継続してかかる費用で，財産はなくなってしまうのではという心配もある。		1
20	障がい者	いつも行政の方にお世話になり，ありがとうございます。まずは，「権利擁護支援」の意味を知ることからアンケートに答えさせていただきました。当事者やその家族になってみて，初めて知ることばかりで，健常者の方々は，知らない人が多いと思います。情報がもっと幅広く伝えてもらえるとありがたいと思います。	1	
20	障がい者	いろいろな支援を知らない人が多いのが現状ですので，まずは多くの人に知ってもらえる働きを望みます。	1	
20	障がい者	とくにこまっていない		1
20	障がい者	よくわかりません。	1	
20	障がい者	わかりやすく窓口や情報が伝わりやすくしてもらいたい	1	
20	障がい者	障がいをもつ家族（兄弟など）の支援。本人の意志と本当に理解してくれる職員の育成。		1
20	障がい者	親は老いていくし，兄弟では負担が大きすぎると思うので，専門のセンターの設置を望みます。適切な費用は払うことが前提です。		1
20	障がい者	親亡き後，本人の兄弟に任せたいと思っていますが，後見人の団体や法人として機能していたり，後見人をつける為の費用を個人が負担するのではなく，国や県や市が支援していただけるとありがたいです。皆が知っていて，簡単に利用できる成年後見制度になってほしい！と願います。	1	
20	障がい者	身内でなんとか世話を出来ているのですが，その世話の仕方がまわりに色眼鏡で見られることもあり，また公共機関の色々な制度がしっかりと私らには伝わってないこともありますし，障がい者を特別待遇されていると思われている方もおられます。そういうもろもろがあって，子供のことで誰でも受け入れてくださる日常生活が送れるシステムが，世間の目がほしい。		1
20	障がい者	人材育成していく上で，心ある方が増えてくれたらと願います。障がい者・認知症者の当人だけでなく，その兄弟（当人に関わる人）へのサポートをしてくださると生きやすい，暮らしやすいと思います。		1
20	障がい者	人生生きていくなかで，たくさんの問題が出てくると思います。そんなときの窓口があればいいと思います。		1

30	障がい者	マタニティマークみたいに，障がい者だとわかるマークを障がい者が身につけたら，差別されないのではないでしょうか。統合失調症ですが，そのマークがあれば，外へ出て悪口を言われなくなると思います。	1	
30	障がい者	もっとくわしく積極的に広めるべき	1	
30	障がい者	家族で出来ることは努力したいが，先のことは現実的でないが不安だけはあります。今から勉強して間違いのないようにしていきたい。利用できることは利用して，不安ない先行きを期待してます。		1
30	障がい者	今後高齢化に伴い，認知症や障がいがある方の，とくに老後の生活，権利を守ることが重要になっていくかと思います。ますます普及啓発が必要になっていくのではと考えています。		1
30	障がい者	私にはよくわからない。しかし，地域包括支援センターの改革は必要だと思う。●●みたいな頭のおかしいところはつぶしてしまったほうがよい。あいつらこそ差別的だ。		1
30	障がい者	自分の気持ちを伝えることのできない障がい者にとって，理解し，支援してくれる人を得るのは大変です。勉強だけで解ることは少なく，やはり現場で知る（仕事）ことも大切なことです。施設を利用している我息子にとって，説明する必要のない職員との関わりが大きいので，その施設で法人が受任してサービスとして利用していくことが出来れば一番安心です。サービスの充実を求めます。		1
30	障がい者	小牧市にも成年後見制度を担当するセンターをぜひ作ってください。ぜひお願いします。弱者に優しい町作りは人を育て，誰もが住みやすい小牧市になっていくと思います。予算をつけてください。よろしくお願いします。	1	
30	障がい者	障がい者と健常者との関係がいまだに解決されていない様に思います。障がい者の親として，権利擁護支援等の行政が積極的に本人・家族等を支援していただきたいと思います。		1
30	障がい者	成年後見制度を利用する際に，費用はどのくらいかかるのでしょうか。何年か前は４万～５万と言われ，無理だと思いました。費用について詳しく知りたいです。		1
30	障がい者	専門職との連携をとり，問題を解決したいのですが，費用が発生しない制度はないのですか？また，制度類型別区分年齢の策検討願います。	1	
30	障がい者	同じ家に２通のアンケートはいりません。今後は気をつけてください。よそに回してください。無作為の割には，毎回アンケートが２通きます。二人とも自分では答えられなくて母がやってます。二通も我が家に必要だと思いません。一通で十分です。	1	
30	障がい者	特にありません。	1	
30	障がい者	本人の人権や自由を守れるように支援願いたい。		1
40	高齢者	「信用できる」は絶対要件です。一部の人にお金を管理してもらうのはすごく不安です。	1	
40	高齢者	小牧市役所のＡ４サイズの封筒の裏の小封筒を作る印刷すごくいいと思いました。返信用の封筒の「行」めんどうなのでやめませんか？	1	
40	障がい者	いままで色々な精神障がい者の施設に通所しましたが，職員本人から差別や虐待を受けました。現在は，あるフリースペースに通っていますが，そこでもボランティアから差別を受けたり，フリースペースの運営者も特定の利用者やボランティアだけえこひいきしたりします。もっと，そのような専門職の方々のモラルや意識を変革してゆく活動をしてほしいです。	1	
40	障がい者	ここばりこまきについての意見。FAXが052となっていますが，小牧の方ではないのでしょうか。小牧の方ではないのに，小牧でやるのはどうかと思いますが。		1
40	障がい者	しえんしせつで相談事をしていますが話のないように関係がなくても成年後見制度やこの権利ようご支援について，案内や説明があってもよいのではと思いました。	1	

40	障がい者	なんか難しくて良くわからない。わかりやすくしてほしいです。		
40	障がい者	まだ結婚をしていないので，経済的・金銭的に将来が不安です。	1	
40	障がい者	まだ大丈夫と無関心でいました。近い将来に親亡き後，一人でこの子が生きていくための方法をもっと学ぶべきであると思っています。日頃の雑用に追われて，大切なことを見失わないためにも，勉強する機会を与えてくださり，ありがとうございます。心の中にとどめます。	1	
40	障がい者	むずかしくてわからない		1
40	障がい者	わからないことだらけなので，今後対象者に情報を頂けると幸いです。	1	
40	障がい者	以前，広島県の例で刑務所等へ入っている人の多くは，発達障がいや知的障がいのある人が多く，社会生活が円満に出来ず，収入が得られなくて，障がい者手当とか生活保護とかいう制度も知らずに，つい悪いことをしてしまって刑務所へ世話になる人も多いと聞いたこともありますが，親が死んで，もしも自分で暮らす能力がなかったら，生活できる施設へ入れたらありがたいです。	1	
40	障がい者	過去に後見人の不正の問題もあったために，不信感もないわけではない。財産の有無にかかわらず，家族を養っている為，借金や赤字をしないで健全な家計や予後のための資金を貯めていくことも生活に必要なので，検討しPRしてほしい。	1	
40	障がい者	権利擁護は金銭的な問題が大きく，利用しづらいとの声があるので，まずはそこを何とかすべきではないかと思う。		1
40	障がい者	権利擁護支援についてよく知らなかったのですが，支援を必要とされる方々の意見をよく精査して，整備していってほしいです。		1
40	障がい者	言葉の暴力があります。「てめえ，死ね」「おまえは女か」と，障がい者に自信をなくさせる暴言を吐くのもやめてほしい。そういう支援もしてほしい。「様々な人間もいるさ」という指導者は，指導者を指導していない。優しい言葉・力をもらえる言葉をかけてほしい。	1	
40	障がい者	言葉は聞き入れた事がありますが，是非権利擁護支援のあり方についてよく検討して頂きたい！		1
40	障がい者	合理的配慮をしないことも差別だということを知らなかった。本人はもちろんだが，周りの人にも，そういうことを知ってもらえるよう，何か対策があってもいいと思う。	1	
40	障がい者	障がい者が健康な人と同じ立場で活躍できる社会になることを希望します。	1	
40	障がい者	障がい者を偏見な目で見ないようにお願いしたいです。よろしくお願い致します。５歳年上の姉がいて，頼んではいますが，年上ですし，また病気が重くなった時は，私が死んだ後，私も姉も心配していますので，成年後見制度を利用したいと思っています。		1
40	障がい者	親族以外の方が成年後見人につくと，毎月の費用に月１万～数万円かかると書いてあるが，本人が長生きしたときには大変だと思います。もう少し費用が少なくならないかと…希望します。少なくなれば，制度を利用したいと思います。		1
40	障がい者	成年後見制度があっても，お金があまりないから利用できない。	1	
40	障がい者	成年後見制度の相談はどこに尋ねれば良いのかわからないです。		1
40	障がい者	定年した市民をボランティアで募集し，高齢者・障がい者の生活支援（手助け）をする仕組みが出来ると良い。	1	
40	障がい者	年々老化し，障がい者の生活が出来なくなり，親自分も世話を受けるようになると，十度の障がい者は自分の権利を自ら主張することも，対象を訴えることもまた，誰でもが受けることができるそれぞれにあった生活をすることが出来なくなります。どうぞ世の中全体のことと受け止め，よろしくお願いします。	1	
40	障がい者	本人が権利擁護支援を必要とした場合に，市役所などで詳しく相談できる場所があると良いとおもいます。窓口とかではなく，専門の方に相談できるところ。	1	

40	障がい者	隣の家の人に，「あんた頭おかしいんやろ」と言われた。地域で差別をなくしてほしい。	1	
50	障がい者	ご本人は療育手帳をお持ちで，保護者は父母であり，母親の担当ケアマネが代筆しました。		1
50	障がい者	ちょっと全体的に難しい質問が多くてわかりにくいので，わかりやすくしてほしい。	1	
50	障がい者	むずかしくてよくわからないので，簡単にわかりやすくしてほしい	1	
50	障がい者	もうアンケートは送らないでください。迷惑です。差別なんてなくなりますように。私は病気というだけで口をきいてくれる人がほとんどいません。市役所へ行っても，嫌な思いをしたこともあります。	1	
50	障がい者	よくわかりません	1	
50	障がい者	意味はわかるが実感わかない。第一，年金月約６万程度で，月々一万円または数万円も利用に必要になる制度って，間違っている。生活できない！両親も高齢になって，介護が必要で，どうしようと毎日困っているのに。支援するならそっちをしてほしい。障がい者の親または，兄弟姉妹の介護，ギリギリなんですよ，本当に！	1	
50	障がい者	近い将来，成年後見制度を利用する立場にあることを必至と思います。法律はともかく，人間として信頼の上に立って，成立することを望んでいます。新聞などに		1
50	障がい者	市役所で相談するには場所が慌しく，私のようにうまく話せない人間には無理です。精神のことで，センターの石附さんにお世話になりました。よくわからない私のために，すべて手伝ってくれ，ヘルパーさんの事，手帳の事，年金のこと，すべて出来ました。人間性もすばらしい人でした。	1	
50	障がい者	社会福祉センターにて相談。岩崎授産所通所。		1
50	障がい者	親も二人とも80歳で病気です。僕も自分のことは自分で一応やっていますが，家の中は大変です。お手伝いをしてほしいです。		1
50	障がい者	本人を大切にしてくれる相談等の機能	1	
70	高齢者	アンケートの内容を読み，初めて知った事，そして行政も障がい者にとっていろいろ相談等をしていただけるんだと何となく相談相手が出来たような心強さを感じました。いろいろと勉強させていただきありがとうございました。		1
70	高齢者	いろいろ有がとう御座いました。むずかしいところはわかりませんので。よろしくお願い致します。ありがとう御座いました。	1	
70	高齢者	いろんな情報が欲しいと思います。		1
70	高齢者	いろんな情報を知っている人は上手に利用されていますが，権利の反対側には義務があります。ここをよく考えて欲しい。	1	
70	高齢者	カイニ何も言われづそな人およこさないで，週３回のところ２回です。いまたにはつて台所に行くのにはつ行くのです。もうとわかる人ね，ながしでこしかけ茶わしてヘンジクルノカタのシミ。	1	
70	高齢者	ケアマネージャー等，要介護等の決まったときに，成年後見制度の話もきちんと介護をする側（特に親族）には説明してほしい。介護の方法だけでなく。（ＰＳ：本人に聞いている質問なのか，本人が認知になっている場合の支援人に聞いているのかわかりづらいので，どこかで分けてもらってほうが回答しやすいです＞）	1	
70	高齢者	このアンケートで初めて聞く言葉ばかりでした。どの様な時に必要になるものなのか，まだ分かりません。今，生活を一緒にしていますが，これといってもめごとになったこともない為，実感もありませんが，必要なものなのでしょうか？	1	
70	高齢者	はじめて聞いた名称が記載されている事項が多く，内容の意見がよくわからない。	1	
70	高齢者	むずかしい問題など，施設の職員や福祉課などで解決できないこと，また，長い月日がかかる問題などスムーズに解決できるような窓口になってほしい。		1

70	高齢者	もっと分かりやすくくわしく説明してください。このアンケートだけでは十分理解できないところがあります。講演会に聞きに行っている時間がありませんので，広報等で説明を望みます。		1
70	高齢者	よく理解できません。		1
70	高齢者	一人の人間をトータルに支援できる・相談できる，そんな支援団体があればいいと思います。	1	
70	高齢者	介護する人もされる人も，経済的にも精神的にも肉体的にも，苦痛や苦闘を著しく感じている。その解決策は？やはり，当事者でないと理解できない。このようなアンケートは役に立つのか？机上の議論に税金を使うだけになるのか？		1
70	高齢者	基本的には親が子供に教育すべきもの。だめなときには公的機関が指導すべき。		1
70	高齢者	権利擁護支援の内容の説明がわかりにくい。高齢者が読んでも理解できるよう，簡単に説明してほしい。アンケートの対象者の多くは高齢者なのだから…。		1
70	高齢者	広報等に実例Ｑ＆Ａ等，説明を連載してはどうか。どうすればいざとなった時に対応方法がわかると思う。今必要な人も，これから必要な人も読むことによって思い出すのでは。		1
70	高齢者	高齢の人に認知してもらうのは難しいと思う。	1	
70	高齢者	高齢者のみの家族が多いので，このようなアンケートは回答が難しい。能力がおとろえ，判断がにぶくなり，動く事もやっとの老人を少ない子供でみるのは大変です。このようなアンケートは形式上から目目線ではなく，はっきり物申す，こうすべき事を教え，悟すことをしていただきたい。面倒をみるにも不安はいっぱいです。	1	
70	高齢者	国民年金だけの収入で施設（デイサービス・ショートステイ）を利用しながら，成年後見制度を利用するには費用がかかりすぎる。援助や助成などはないものかと思います。	1	
70	高齢者	今，必要と感じていないのでよくわかりません。		1
70	高齢者	今の母の状態は，特に財産はないが，自分の事は自分の年金で足りているので，葬式費用だけ取ってるので，あまり深く感じてなかったが，自分自身お供がないのでこれからのために色々勉強をしたいです。	1	
70	高齢者	子供にまかせている。	1	
70	高齢者	私には，後見制度を受ける程の財産もお金もありませんが，もしあったとしたら，きっと受ける気にはならないでしょう。私は病院と訪問看護を受けて，最近やっと立ち直ってきましたが，心にもない仕打ちを受けて心に大きな傷跡が残りました。その為，支援制度の趣旨はとても立派だし，ありがたいとは思うのですが，それに従事する人材は果たしてどうなのでしょうか。お金や財産の事なので，尚更考え込んでしまいます。どんなに立派な人格者だといっても，人間である限り行き着く先はお金の欲なのです。認知症にならないよう努力します。	1	
70	高齢者	私のところは年金は少ないので，あまるほどありません。二人で食べていくのでやっとです。夫は足が悪く，歩くこともやってでトイレに行きます。私，身体障がい者に入りたいと思っています。無理でしょうか。		1
70	高齢者	私の場合例ですけど，主人の後見人が必要になり，まずは後見人という言葉をはじめて知った事，言われるままに失敗をくりかえしながら実行・行動をし，やっとのことで後見人になりました。私自身が体が不自由なことと，移動の時の事，相談相手がいない事で，たいへんな思いでした。身近に相談してくれる人がいれば，時間も短縮され，権利擁護委員会が発足すれば，ほんとにたすかるし，必要だと思います。		1
70	高齢者	少子社会，いずれ子や孫達も利用する時代がきます。今から市が中心となって，制度を充実して，安心して老後を過ごせるようお願いします。何よりも，安心と信頼の制度であって欲しいと切望します。ありがとうございました。		1
70	高齢者	申請から決定までの期間を短くしてほしい。利用料を安くしてほしい。	1	

70	高齢者	身寄りのない老人世帯の中には，確実に成年後見人が必要な方が大勢みえます。しかし，被害を受けたことすら自覚がなく，声を上げるすべさえ知らないのが現状です。制度はあっても，利用するには誰かの助けが必要。孤独な高齢者が，自分から相談に行くことは難しく，善意の第三者がいかに手を差し延べられるかが問題では。	1	
70	高齢者	人を食い物にする奴を取り締まれ。福祉事業者もしょせんは金もうけ事業者で信用できない。	1	
70	高齢者	制度そのものをよく知らないため，特に意見もないが，市民向け講演会，勉強会を開き，普及啓発することが大切	1	
70	高齢者	成年後見制度とは，いつ頃できたことすらわからなく，初めて知ったことなので，考え方が違うかもしれませんが，財産管理，今のところ夫婦二人共有であり死ぬ前に決める。	1	
70	高齢者	他人に財産を預けるのは不安がある。安全・安心に預ける基準がわからない。	1	
70	高齢者	内容がよくわからない。		1
70	高齢者	年々認知症の患者増加に伴い，小牧市として認知症専門医やケア（本人や患者の家族）のできる施設を作ってほしいです。現在父の介護をしていますが，専門医ではないため不安がたくさんあります。成年後見制度の講演会などには出向くことができず，行けない人もいることをわかってほしいです。そういう人のための情報提供の方法も考えてほしいです。こういう状況にいると情報はとても大事ですし，必要です。よろしくおねがいします。		1
70	高齢者	年をとるとむずかしい言葉や用語が理解できなくなるので，かみくだいてイラストなどを多くしてわかりやすくして欲しい。	1	
70	高齢者	勉強不足ですみません。	1	
70	高齢者	弁護士立会い，甥宛の承知済み遺言書を公正役場に届けられているので，唯々此の上は長く臥せま身のないように心がけていますが，こればかりはどうにもなりません。しばらく，小牧市ふれあいセンターにお世話になりますことをお許しください。	1	
70	高齢者	母が認知症になり，施設に入るときなど，まとまったお金がいる場合，一時的に定期を解約しようとしたが郵便局の職員が成年後見人の資格がないので解約できなかった。母親本人のために使用するのに，どうして本人のお金が出せないのか理解にくるしむ制度と思った。母親本人のお金なのに！	1	
70	高齢者	法律がどんなものがあるのか，新規・改正を含めてよくわからない。また，難しい法律用語もよくわからない。肝心なのは，市（行政）としてどこまで市民に周知でき，理解できない方へのサービス導入ができるかがポイントであると考えます。小牧市とは言いませんが，勉強や理解不足の行政職員がいるのも確かな現実ですので，どうかより良い小牧市のためにがんばってください。応援と期待をしております。	1	
70	高齢者	法律が対象者を守るというより，何かあったときの責任のがれのためにある様なものばかりで積極的に利用する気になりません。		1
70	高齢者	本人はこれまでデイサービスとショートステイを利用しており，介護負担限度額認定を受けているため，ショートステイの居住費・会費が抑えられていた。その後，ケアマネージャーの勧めもあって，小規模多機能型居宅介護サービスに変更したため，介護保険負担限度額認定が使えず，結果，従来と同様のサービスを受ける場合，費用負担が増え，経済的に影響が出ている。利用者側から見れば，小規模多機能とデイサービスとショートステイの組み合わせに利用上の違いはなく，費用負担だけが増えている。よって，小規模多機能型居宅介護にも，介護保険負担限度額認定の利用ができるように国の制度を変更できないか。専門の弁護士などを通じて，国会議員などに働きかけていただきたい。困っている人は多いはず。	1	
70	高齢者	本人は病院で寝たきりのため，アンケートを正しく記入できませんでした。	1	
70	高齢者	民生委員の方は，あまりにも口が軽すぎる。それも全く役職に関係のない人たちに事ある毎に喋りすぎる。大人なのだから，何事にも分別できる人格ある人をお願いします。	1	
70	高齢者	役場など身近な施設に多数設置して，身近に相談できるようにする。		1

70	障がい者			1
70	障がい者	父親母親がきちんとした銀行の責任者であり，孫２人もささやかで幸せをねがっています。	1	